

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】 3
- 北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】 4

◇ 告 示

- 徴収事務の委託【保健福祉局健康医療部夜間・休日急患センター】 9 7
- 徴収事務の委託【港湾空港局港営部港営課】 9 8
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 9 9
- 徴収事務の委託【門司区役所まちづくり整備課】 1 0 0
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 1 0 1

◇ 訓 令

- 北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令【総務局総務部文書課】 1 0 2

◇ 病 院 局

- 収納及び徴収事務の委託【病院局経営課】 1 1 2

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

平成２８年４月１日付組織改正に伴い、副市長の担任する事務の属する局及び室を変更することにしました。

この規則は、平成２８年４月１日から施行することにしました。

◇北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則

平成２８年度の組織改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 住民主体のまちづくりを推進するため、市民文化スポーツ局に生涯学習課及び生涯学習総合センターを新設することにしました。
- 2 ラクビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピック等のキャンプ地誘致を推進するため、市民文化スポーツ局に大規模大会誘致推進室を新設することにしました。

この規則は、平成２８年４月１日から施行することにしました。

北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 4 6 号

北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

北九州市副市長事務分担規則（昭和 4 2 年北九州市規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条梅本和秀副市長の項第 1 号中「契約室、総務企画局」を「企画調整局、総務局」に改め、同条今永博副市長の項第 1 号中「技術監理室」を「技術監理局」に改める。

付 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 47 号

北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則
(北九州市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 北九州市事務分掌規則 (昭和 43 年北九州市規則第 75 号) の一部を
次のように改正する。

第 1 条 契約室の項を削り、同条技術監理室の項中「技術監理室」を「技術
技
監理局 術部」に改め、同条技術監理室の項に次のように加える。

契約部

契約制度課

物品契約制度係

工事契約制度係

契約課

物品契約係

建築工事契約係

土木工事契約係

第 1 条 技術監理室の項の次に次のように加える。

企画調整局

政策部

企画課

企画係

統計係

政策調整課

政策調整係

世界遺産課

地方創生推進室

都市マネジメント政策部

都市マネジメント政策課

国際部

国際政策課

政策係

多文化共生係
海外プロモーション係
アジア交流課
交流第一係
交流第二係

第1条総務企画局の項中「総務企画局」を「総務局」に改め、同項情報政策部の項中「情報政策課」を「情報政策課」に改め、同条総務企画局政策情報政策係」

部の項及び同条総務企画局国際部の項を削り、同条財政局税務部税制課の項中「徴収企画係」及び「収納係」を削り、同条財政局税務部の項に次のように加える。

徴収企画課
徴収企画係
収納係

第1条市民文化スポーツ局市民部の項中「市民部」を「市民総務部」に改め、同条市民文化スポーツ局市民部総務課の項中「企画調整係」を「区政係」に改め、同条市民文化スポーツ局市民部の項中「区政課」を「戸籍住民課」に改め、同条市民文化スポーツ局市民部地域振興課の項及び同条市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課の項を削り、同条市民文化スポーツ局市民部の項の次に次のように加える。

地域・人づくり部
地域振興課
コミュニティ活動支援係
市民活動推進課
市民活動推進係
生涯学習課
管理係
生涯学習係

第1条市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課の項中「スポーツ振興課」を「企画係」に改め、同条市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興係」施設管理係」

大規模大会誘致推進室の項を削り、同条市民文化スポーツ局スポーツ部の項

の次に次のように加える。

大規模大会誘致推進室

第1条保健福祉局総務部総務課の項中「社会振興係」を「社会振興係 　に
法人指導係」

改め、同条保健福祉局総務部監査指導課の項を削り、同条保健福祉局地域支援部の項を次のように改める。

地域福祉部

長寿社会対策課

企画調整係

在宅高齢者支援係

生涯現役推進係

認知症支援・介護予防センター

情報・調整係

認知症対策推進係

地域活動推進係

地域福祉推進課

地域福祉推進係

地域支援係

介護保険課

企画管理係

保険係

認定審査係

居宅サービス係

地域密着型サービス係

施設サービス係

事業者支援係

介護保険事業者指導係

保護課

管理係

保護係

指導係

第1条保健福祉局障害福祉部の項中「障害福祉課」を「障害福祉企画課」に改め、同条保健福祉局障害福祉部障害福祉課の項中「指定指導係」及び「障害者事業支援係」を削り、同条保健福祉局障害福祉部障害福祉課の項の次に次のように加える。

障害者支援課

障害福祉施設係

指定指導係

障害者事業支援係

障害者相談支援係

「保健医療部

「健康医療部

第1条保健福祉局保健医療部の項中 保健医療課 を 地域医療課
保健医療係」 地域医療

に改め、同条保健福祉局保健医療部生活衛生課の項を次のように改める
係」

。

健康推進課

企画係

国保健診係

第1条保健福祉局保健医療部の項の次に次のように加える。

保健衛生部

保健衛生課

環境衛生係

感染症予防係

食品衛生係

医務薬務課

医務係

放射線係

薬務係

保健予防課

予防係

検査係

精神保健係

東部生活衛生課

環境衛生係

食品衛生第一係

食品衛生第二係

西部生活衛生課

環境衛生係
食品衛生第一係
食品衛生第二係
食品監視検査課
食品衛生検査所
広域指導係

第1条子ども家庭局子ども家庭部総務企画課の項の次に次のように加える

。

監査指導課
監査指導係

第1条子ども家庭局子ども家庭部青少年課の項中「若者支援係」を削り、
同条環境局環境監視部産業廃棄物対策課の項中「産業廃棄物対策係」を
指導係」

「指導係」に改め、同条産業経済局新成長戦略推進室の項を次の
産業廃棄物対策係」
ように改める。

新成長戦略推進部
産業政策課
産業政策係
商業・サービス産業政策課
商業振興係
サービス産業政策課
中小企業振興課
中小企業係

第1条産業経済局産業振興部の項を削り、同条産業経済局企業立地支援部
の項中「企業立地支援部」を「企業支援・産学連携部」に改め、同項に次の
ように加える。

新産業振興課
新産業係

第1条産業経済局観光にぎわい部商業振興課の項を削り、同条建設局河川
部の項に次のように加える。

神嶽川旦過地区整備室
計画推進係

第1条建築都市局総務部の項に次のように加える。

都市景観課

景観形成係

景観づくり支援係

第1条建築都市局計画部都市計画課の項中「計画調整係」を「計画調整係
事業調整係」

「地区計画係

」に、景観形成係を「地区計画係」に改め、同条建築都市局都市マ
景観づくり支援係」

ネジメント政策室の項を削り、同条建築都市局まちづくり推進室の項中「ま
ちづくり推進課」を「まちづくり推進課」に改め、同条建築都市局建築部建
事業調整係」

「建築保全係

築課の項中 電気保全係 を削り、同項の次に次のように加える。

機械保全係」

施設保全課

建築保全係

電気保全係

機械保全係

第1条港湾空港局総務港営部の項中「総務港営部」を「総務部」に改め、
同条港湾空港局総務港営部総務課の項中「交流係」を削り、同条港湾空港局
総務港営部港営課の項、同条港湾空港局総務港営部物流振興課の項及び同条
港湾空港局総務港営部立地促進課の項を削り、同条港湾空港局総務港営部の
項の次に次のように加える。

港営部

港営課

港務係

海務・情報係

設備係

指導調整係

業務管理係

業務第一係

業務第二係

業務第三係

業務第四係

みなと振興部

物流振興課

物流振興係
立地促進係
クルーズ・交流課
交流・イベント係
クルーズ誘致係

「工事第一係」「東部工
第1条港湾空港局整備保全部整備保全課の項中 工事第二係 を 西部工
工事第三係」 保全係
事係
事係 に改め、同条港湾空港局整備保全部計画課の項中「事業係」を「事業
」 開発
係 に改め、同条港湾空港局整備保全部開発課の項を次のように改める。
係」

エネルギー産業拠点化推進課
エネルギー産業拠点化推進係

第2条会計室の項を次のように改める。

会計室

企画管理係
審査指導第一係
審査指導第二係
審査指導第三係
審査指導第四係

第3条契約室の項を削り、同条技術監理室の項中「技術監理室」を「技術
技
監理局 に改め、同条技術管理室技術企画課庶務係の項第1号中「室」を「
術部 」
局、部」に改め、同項第3号中「室」を「局」に改め、同項第4号中「室内
事務」を「局内事務」に改め、同項第6号中「室内他課」を「局内他課」に
改め、同条技術監理室技術企画課企画係の項第2号を次のように改める。

(2) 北九州市安全推進計画に關すること。

第3条技術監理室の項の次に次のように加える。

契約部

契約制度課

物品契約制度係

- (1) 部、課の庶務に関すること。
- (2) 物品等供給業者に係る入札参加資格の審査及び登録に関すること。
- (3) 物品等供給契約制度に係る調査研究及び関係部局との連絡調整に関すること。
- (4) 物品の発注状況の総括に関すること。
- (5) 物品等供給契約違反の処理に関すること。
- (6) 物品及び製造の請負の検収に関すること。

工事契約制度係

- (1) 建設業者等に係る入札参加資格の審査及び登録に関すること。
- (2) 工事契約制度に係る調査研究及び関係部局との連絡調整に関すること。
- (3) 工事の発注状況の総括に関すること。
- (4) 工事契約違反の処理に関すること。
- (5) 入札等監視委員会に関すること。
- (6) 電子入札システム等に関すること。

契約課

物品契約係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 物品の購入、修理、加工等の契約に関すること。
- (3) 工事資材の購入に関すること。
- (4) 製造の請負契約に関すること。
- (5) 不用品の売却契約に関すること。
- (6) 物品に係る契約の指導に関すること。

建築工事契約係

- (1) 建築工事の契約及びしゅん工認定に関すること。
- (2) 建築工事に係る契約の指導に関すること。

土木工事契約係

- (1) 土木工事の契約及びしゅん工認定に関すること。
- (2) 土木工事に係る契約の指導に関すること。

第3条技術管理室の項の次に次のように加える。

企画調整局

政策部

企画課

企画係

- (1) 局、部、課の庶務に関すること。
- (2) 広報に関すること。
- (3) 局の予算及び決算の総括に関すること。
- (4) 局内事務の連絡調整に関すること。
- (5) 市の政策形成に関すること。
- (6) 長期総合計画の策定及び進行管理に関すること。
- (7) 地方分権改革に関すること。
- (8) 市長会及び指定都市市長会に関すること。
- (9) 大都市制度の調査研究に関すること。
- (1 0) 美しいまちづくり基金に関すること。
- (1 1) シティプロモーション首都圏本部に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (1 2) 公立大学法人北九州市立大学に関すること。
- (1 3) 市内の大学等の支援に関すること。
- (1 4) 局内他課の所管に属しないこと。

統計係

- (1) 基幹統計その他法令による統計調査の総括に関すること。
- (2) 市政統計その他の統計調査についての総括に関すること。
- (3) 統計資料の収集及び保管に関すること。
- (4) 統計解析に関すること。
- (5) 統計年鑑その他統計刊行物の編集及び発行に関すること。

政策調整課

政策調整係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 市の政策調整に関すること。
- (3) 国及び県に対する重要事項の調整に関すること。
- (4) 環境未来都市の推進に関すること。
- (5) 広域行政に関すること。

世界遺産課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 世界遺産の保全に関すること。

- (3) 世界遺産を活用した地域振興に関すること。

地方創生推進室

- (1) 室の庶務に関すること。
- (2) 地方創生の推進に関すること。
- (3) 地方創生に係る情報の収集及び活用に関すること。
- (4) 国家戦略特区及び国際戦略総合特区の推進に関すること。

都市マネジメント政策部

都市マネジメント政策課

- (1) 部、課の庶務に関すること。
- (2) 公共施設マネジメントの総括に関すること。
- (3) 公共施設マネジメントに係る企画、調査、研究及び調整に関すること。
- (4) 公共事業評価に関すること。
- (5) モデルプロジェクトの推進に関すること。
- (6) 観光拠点開発に係る企画、調査及び調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

国際部

国際政策課

政策係

- (1) 部、課の庶務に関すること。
- (2) 国際政策についての企画及び調整に関すること。
- (3) アジア成長研究所に関すること。
- (4) 国際政策に係る人材の育成に関すること。
- (5) 国際政策に係る情報の収集及び活用に関すること。

多文化共生係

- (1) 多文化共生の推進に関すること。
- (2) 北九州国際交流協会に関すること。

海外プロモーション係

- (1) 国際交流及び国際協力の推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 新規交流先の開拓に関すること。
- (3) 国際交流及び国際協力に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 海外におけるシティプロモーションに関すること。

アジア交流課

交流第一係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 中国、韓国及び東南アジア地域との交流に関すること。

交流第二係

- (1) 東アジア経済交流推進機構に関すること。

第3条総務企画局の項中「総務企画局」を「総務局」に改め、同条総務企画局総務部総務課庶務係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条総務企画局総務部文書課文書係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、同条総務企画局総務部文書課訟務係の項第2号中「重要な不服申立て」を「行政不服審査制度」に改め、同項第3号を削り、同条総務企画局人事部人事課人材育成係の項第5号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条総務企画局情報政策部の項中「情報政策課」を「情報政策課 情報政策係」に改め、

同条総務企画局政策部の項及び同条総務企画局国際部の項を削り、同条財政局税務部税制課徴収企画係の項及び同条財政局税務部税制課収納係の項を削り、同条財政局税務部の項に次のように加える。

徴収企画課

徴収企画係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 市税及び税外債権の徴収に係る調査、研究、企画及び調整に関すること。
- (3) 税外債権の回収強化に関すること。
- (4) 市税及び税外債権の徴収一元化の総括に関すること。

収納係

- (1) 市税徴収対策に関すること。
- (2) 市税及びこれに付随する税外収入の収納及び督促に関すること。
- (3) 市税及びこれに付随する税外収入の収納及び徴収事務の指導に関すること。
- (4) 市税の収入状況の調査に関すること。
- (5) 納税思想の普及宣伝に関すること。
- (6) 納税貯蓄組合に関すること。
- (7) 所管に属する市税の証明に関すること。

第3条市民文化スポーツ局市民部の項中「市民部」を「市民総務部
総務課」総務区政課」
に改め、同条市民文化スポーツ局市民部総務課の項中「企画調整係」を「区
政係」に改め、同条市民文化スポーツ局市民部区政課の項中「区政課」を「
戸籍住民課」に改め、同条市民文化スポーツ局市民部地域振興課の項及び同
条市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課の項を削り、同条市民文化スポ
ーツ局市民部の項の次に次のように加える。

地域・人づくり部

地域振興課

コミュニティ活動支援係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) コミュニティ活動の促進に関する事。
- (3) 市政連絡事務制度に関する事。
- (4) 地縁による団体の認可並びに認可地縁団体の印鑑の登録
及び証明に関する事。
- (5) 離島振興に関する事。
- (6) 市民センターの管理運営に関する事。
- (7) 市民センターの整備に関する事。

市民活動推進課

市民活動推進係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 市民活動団体等の活動の推進に関する事。
- (3) 特定非営利活動法人の認証及び認定特定非営利活動法人
の認定に関する事。
- (4) 市民活動団体等との協働によるまちづくりの推進に関する
事。

生涯学習課

管理係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 社会教育施設（生涯学習センター及び婦人会館に限る。
）の管理及び連絡調整に関する事。
- (3) 公民館類似施設等の助成に関する事。
- (4) 社会教育委員の会議等に関する事。

生涯学習係

(1) 社会教育（他課の所管に属するものを除く。）に関する
こと。

(2) 社会教育関係団体（他課の所管に関するものを除く。）
に関すること。

(3) 生涯学習の企画及び調整に関すること。

第3条市民文化スポーツ局スポーツ部大規模大会誘致推進室の項を削り、
同条市民文化スポーツ局スポーツ部の項の次に次のように加える。

大規模大会誘致推進室

(1) 室の庶務に関すること。

(2) スポーツ大会の誘致に関すること。

第3条保健福祉局総務部総務課庶務係の項中第7号及び第8号を削り、第
9号を第7号とし、同条保健福祉局総務部総務課社会振興係の項中第8号を
第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 社会福祉統計の総括に関すること。

(9) 保健福祉総合情報システムの管理及び運用に関すること
。

第3条保健福祉局総務部総務課社会振興係の項の次に次のように加える。

法人指導係

(1) 社会福祉法人及び社会福祉施設の監査及び指導に関する
こと（他局の所管に属するものを除く。）。

(2) 保健福祉オンブズパーソン事業に関すること。

第3条保健福祉局総務部総務課計画係の項第4号を次のように改める。

(4) 保健福祉分野に係る地方創生の推進に関すること。

第3条保健福祉局総務部監査指導課の項を削り、同条保健福祉局地域支援
部の項を次のように改める。

地域福祉部

長寿社会対策課

企画調整係

(1) 部、課の庶務に関すること。

(2) 長寿社会対策に関する調査、研究及び企画（他課の所管
に属するものを除く。）に関すること。

(3) 老人福祉計画に関すること。

在宅高齢者支援係

(1) 高齢者の在宅福祉（他係の所管に属するものを除く。）
に関すること。

- (2) 高齢者の権利擁護に関すること。
- (3) 高齢者支援システムに関すること。

生涯現役推進係

- (1) 生涯現役社会の推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 老人クラブに関すること。
- (3) 敬老行事及び長寿祝金に関すること。

認知症支援・介護予防センター

情報・調整係

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) 認知症支援及び介護予防に係る情報収集及び発信に関すること。
- (3) 健康づくり（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。

認知症対策推進係

- (1) 認知症対策の企画に関すること。
- (2) 認知症支援に関すること。

地域活動推進係

- (1) 介護予防の総括に関すること。
- (2) 介護予防の企画、調査等に関すること。
- (3) 介護予防に係る人材育成、交流及び地域活動支援に関すること。
- (4) 介護予防・生活支援サービス事業（短期集中予防サービスに限る。）に関すること。

地域福祉推進課

地域福祉推進係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) いのちをつなぐネットワークの構築の推進に関すること。
- (3) 民生委員に関すること。
- (4) 避難行動要支援者避難支援事業（福祉避難所に係るものに限る。）に関すること。
- (5) 区役所における地域福祉推進事業に関すること。
- (6) 社会福祉協議会に関すること。
- (7) 地域福祉振興基金に関すること。

- (8) 北九州市立福祉会館に関する事。
- (9) 生活困窮者自立支援法（平成 2 5 年法律第 1 0 5 号）に関する事。
- (1 0) 地域福祉計画に関する事。
- (1 1) 生涯現役社会の推進に関する事。

地域支援係

- (1) 地域包括支援センターの総括に関する事。
- (2) 地域における保健福祉活動の総括に関する事。
- (3) 地域包括ケアの推進に関する事。
- (4) 介護予防・生活支援サービス事業（短期集中予防サービスに係るものを除く。）に関する事。
- (5) 総合事業・地域包括支援センター運用システムに関する事。

介護保険課

企画管理係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 介護保険事業計画に関する事。
- (3) 国・県の負担金等に関する事。
- (4) 国民健康保険団体連合会に関する事。

保険係

- (1) 介護保険の被保険者の資格及び給付に関する事。
- (2) 要介護及び要支援認定事務に関する事（他係の所管に属するものを除く。）。
- (3) 介護保険の保険料に関する事。

認定審査係

- (1) 要介護及び要支援認定の審査に関する事。

居宅サービス係

- (1) 居宅サービス事業者の指定に関する事（他係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 居宅介護支援事業者の指定に関する事。

地域密着型サービス係

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定に関する事。

施設サービス係

- (1) 介護保険施設の指定に関する事。
- (2) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

ムの設置に関すること。

(3) 特定施設入居者生活介護事業者の指定に関すること。

(4) 有料老人ホームに関すること。

(5) 所管に属する社会福祉法人の認可に関すること。

事業者支援係

(1) 介護保険サービス事業者の育成支援に関すること。

(2) 介護サービスの質の評価に関すること。

介護保険事業者指導係

(1) 介護保険事業者の監査及び指導に関すること。

保護課

管理係

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護施設に関すること。

(3) 生活保護法に関する国庫負担金、国庫補助金及び国庫委託金に関すること。

保護係

(1) 生活保護法の施行（他係の所管に属するもの除く。）に関すること。

(2) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

(3) 医療機関、介護機関等の指定、指導及び検査に関すること。

(4) 生活保護の統計に関すること。

(5) 診療報酬及び介護報酬の審査及び決定に関すること。

(6) 医療扶助審議会に関すること。

(7) 中国残留邦人等に係る支援給付及び配偶者支援金の支給に関すること。

(8) 診療報酬及び介護報酬の支払いに関すること。

(9) 生活保護業務に係る職員研修に関すること。

(10) ホームレスの自立支援及び実施計画に関すること。

指導係

(1) 生活保護の監査及び指導に関すること。

第3条保健福祉局障害福祉部障害福祉課の項中「障害福祉課」を「障害福祉企画課」に改め、同条保健福祉局障害福祉部障害福祉課在宅支援係の項中第6号から第11号までを削り、同項第12号中「虐待防止」を「差別解消

」に改め、同号を同項第6号とし、同条保健福祉局障害福祉部障害福祉課指定指導係の項及び同条保健福祉局障害福祉部障害福祉課障害者事業支援係の項を削り、同条保健福祉局障害福祉部障害福祉課の項の次に次のように加える。

障害者支援課

障害福祉施設係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 障害福祉施設の整備及び運営に関すること。
- (3) 障害児の支援に関すること（他係の所管に属するものを除く。）。

指定指導係

- (1) 障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者等の指定、監査及び指導に関すること。
- (2) 所管に属する社会福祉法人の認可に関すること。

障害者事業支援係

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付及び訓練等給付に関すること。
- (2) 障害支援区分認定に関すること（総合保健福祉センターリハビリテーション推進課の所管に属するものを除く。）。

障害者相談支援係

- (1) 障害者の相談支援に関すること。
- (2) 障害者の地域生活移行に関すること。
- (3) 障害者の虐待防止に関すること。
- (4) 発達障害者及び精神障害者の支援に関すること。
- (5) 障害者の社会参加に関すること。
- (6) 障害者スポーツの振興に関すること。
- (7) 障害者の芸術、文化及び余暇活動の支援に関すること。
- (8) 心身障害者扶養共済に関すること。
- (9) 特別障害者手当等に関すること。

「保健医療部

「健康医療部

第3条保健福祉局保健医療部の項中

保健医療課

を

地域医療課

保健医療係」

地域医療

に改め、同条保健福祉局保健医療部保健医療課保健医療係の項第5号中

係」

「リハビリテーション」を「在宅医療」に改め、同条保健福祉局保健医療部生活衛生課の項を次のように改める。

健康推進課

企画係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 健康増進法（平成14年法律第103号）の規定による健康増進事業に関する事。
- (3) 健康増進計画に関する事。
- (4) 健康増進事業に係る調査、研究、企画及び調整に関する事。
- (5) 健康づくりに関する事。
- (6) 栄養改善及び食育推進に関する事。
- (7) 歯科保健に関する事。
- (8) 口腔保健支援センターに関する事。
- (9) 疾病対策に関する事。

国保健診療

- (1) 国民健康保険の特定健診及び特定保健指導に関する事。

第3条保健福祉局保健医療部の項の次に次のように加える。

保健衛生部

保健衛生課

環境衛生係

- (1) 部、課の庶務に関する事。
- (2) 市立の火葬場及び納骨堂に関する事。
- (3) 旅館、興行場、公衆浴場、墓地、化製場、温泉等の衛生に係る総括に関する事。
- (4) 理容所、美容所及びクリーニング所の衛生に係る総括に関する事。
- (5) 特定建築物の衛生に係る総括に関する事。
- (6) 有害物質を含有する家庭用品の衛生に係る総括に関する事。
- (7) 専用水道及び簡易専用水道並びにプール等の衛生に係る総括に関する事。
- (8) 衛生害虫等に係る相談の総括に関する事。

- (9) その他生活衛生の向上に関する事。
- (1 0) 生活衛生に係る試験、調査及び研究に関する事。
- (1 1) 微生物に係る試験、調査及び研究に関する事。

感染症予防係

- (1) 感染症の予防及び医療に関する事。
- (2) 予防接種に関する事。
- (3) 局における健康危機管理の総括に関する事。
- (4) 原子爆弾被爆者の医療等に関する事。

食品衛生係

- (1) 食品衛生に係る総括に関する事。
- (2) 食品表示（保健事項を除く。）に係る総括に関する事。
- (3) 食品表示（品質事項に限る。）に関する指導、調査等に関する事。
- (4) 調理師、製菓衛生師及びふぐ処理師の資格等の総括に関する事。
- (5) 狂犬病予防の総括に関する事。
- (6) 動物の愛護及び管理の総括に関する事。
- (7) 飼い犬の取締り及び野犬捕獲の総括に関する事。
- (8) と畜場及び食鳥処理の事業の総括に関する事。
- (9) 動物愛護センターに関する事。
- (1 0) 食肉センターに関する事。
- (1 1) 食品衛生協会その他関係団体との連絡調整に関する事。

医務薬務課

医務係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 地域保健法（昭和 2 2 年法律第 1 0 1 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく保健所の総括に関する事。
- (3) 医務に係る申請等の受付及び実地検査に関する事。
- (4) 診療所の許可に関する事。
- (5) 医療監視に関する事。
- (6) 医療安全相談コーナーの運営に関する事。
- (7) 医療安全の啓発に関する事。
- (8) 保健所運営協議会に関する事。

- (9) 使用料及び手数料の収納に関する事。

放射線係

- (1) 放射線検査に関する事。
- (2) 放射線施設に係る申請等の受付及び実地検査に関する事。
- (3) 放射線施設に係る医療監視に関する事。

薬務係

- (1) 薬務に係る申請等の受付に関する事。
- (2) 薬局の開設及び医薬品販売業等の許可及び監視指導に関する事。
- (3) 毒物劇物販売業に係る申請等の受付及び監視指導並びに登録に関する事。
- (4) 薬物乱用防止等啓発事業に関する事。
- (5) 不正大麻・けし撲滅運動に関する事。

保健予防課

予防係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 予防接種に関する事。
- (3) 感染症の予防及び医療に関する事。
- (4) 感染症診査協議会に関する事。
- (5) 検診車の管理及び運行に関する事。
- (6) 感染症患者の移送に関する事。

検査係

- (1) 衛生試験検査に関する事。

精神保健係

- (1) 精神障害者の医療及び保護に関する事。
- (2) 精神科病院の指導監督に関する事。
- (3) その他精神保健及び精神障害者福祉事業に関する事。

東部生活衛生課

西部生活衛生課

環境衛生係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 使用料及び手数料の収納に関する事（西部生活衛生課に限る。）。
- (3) 医療従事者等の免許に係る申請等の受付及び交付に関する事。

ること。

- (4) 旅館、興行場、公衆浴場、墓地、化製場、温泉等に係る許可及び衛生指導に関すること。
- (5) 理容所、美容所及びクリーニング所の施設の確認及び衛生指導に関すること。
- (6) 特定建築物の衛生指導に関すること。
- (7) 専用水道の確認及び衛生指導に関すること。
- (8) 簡易専用水道及びプール等の衛生指導に関すること。
- (9) 有害物質を含有する家庭用品の衛生指導に関すること。
- (10) 衛生害虫等に係る相談に関すること。
- (11) その他環境衛生に関すること。

食品衛生第一係

食品衛生第二係

- (1) 食品衛生に係る許可及び衛生指導に関すること（他係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 食品表示（保健事項を除く。）に関する指導、調査等に関すること。
- (3) 調理師、製菓衛生師及びふぐ処理に関すること。
- (4) 犬の登録及び予防注射の実施に関すること。
- (5) と畜場及び食鳥処理の事業の許可及び衛生指導に関すること。
- (6) 食品衛生協会その他関係団体の指導及び育成に関すること。

食品監視検査課

食品衛生検査所

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 中央卸売市場及び公設地方卸売市場の食品関係営業施設等の監視及び指導に関すること。
- (3) 中央卸売市場、公設地方卸売市場、食品製造施設等で取り扱う食品等の試験、検査及び調査に関すること。
- (4) 所の維持管理に関すること。

広域指導係

- (1) 大規模食品製造業及び集団給食施設の監視、指導及び調査に関すること。
- (2) 総合衛生管理製造過程に関する調査及び衛生指導に関す

ること。

- (3) 食品製造業等に関する調査研究及び技術研修に関すること。

第3条子ども家庭局子ども家庭部総務企画課の項の次に次のように加える

。

監査指導課

監査指導係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 児童福祉施設を運営する社会福祉法人及び児童福祉施設等の監査及び指導に関すること。

第3条子ども家庭局子ども家庭部青少年課若者支援係の項を削り、同条環境局環境監視部産業廃棄物対策課の項を次のように改める。

産業廃棄物対策課

指導係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 不法投棄防止対策に関すること。
- (3) 産業廃棄物処理の監視指導に関すること。
- (4) あき地等に繁茂する雑草の調査並びに除草の指導及び勧告に関すること。
- (5) 雑草等の除去の委託に関すること。

産業廃棄物対策係

- (1) 産業廃棄物処理業の許可に関すること。
- (2) 産業廃棄物処理施設に係る許可に関すること。
- (3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に係る届出の受理及び許可に関すること。
- (4) 行政処分に関すること（産業廃棄物及び使用済自動車の再資源化等に関するものに限る。）。
- (5) 産業廃棄物の適正処理の推進に関すること。

第3条産業経済局総務政策部雇用政策課労政企画係の項第4号中「雇用創出」を「その他雇用政策」に改め、同条産業経済局総務政策部雇用政策課雇用対策係の項を次のように改める。

雇用対策係

- (1) 若者ワークプラザ北九州に関すること。
- (2) U・Iターン就職促進に関すること。
- (3) 高年齢者就業支援センターに関すること。

- (4) シルバー人材センターに関する事。
- (5) 新卒者の地元就職促進に関する事。
- (6) 地元企業の魅力発信及び人材確保に関する事。
- (7) 技術及び技能の振興及び継承に関する事。
- (8) 産業技術保存継承センターに関する事。
- (9) その他失業対策等雇用機会の創出に関する事。

第3条産業経済局新成長戦略推進室の項中「新成長戦略推進室」を「新成長戦略推進部」に改め、同条産業経済局新成長戦略推進室産業政策課産業政策係の項第1号中「室」を「部」に改め、同条産業経済局新成長戦略推進室サービス産業政策課の項を次のように改める。

商業・サービス産業政策課

商業振興係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 商店街の振興に関する事。
- (3) 商業振興に関する企画及び調査に関する事。
- (4) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に関する事。
- (5) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に関する事。
- (6) 関係団体との連絡調整に関する事。

サービス産業政策係

- (1) サービス産業の振興に関する事。
- (2) サービス産業の振興に係る関係部局との連絡調整に関する事。

第3条産業経済局新成長戦略推進室の項に次のように加える。

中小企業振興課

中小企業係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 中小企業の振興及び助成に関する事。
- (3) 中小企業諸団体の育成に関する事。
- (4) 中小企業の人材育成に関する事。
- (5) 中小企業の技術交流推進に関する事。
- (6) 創業支援に関する事。
- (7) 中小企業の金融及び相談に関する事。
- (8) ベンチャー企業の創出に関する事。

第3条産業経済局産業振興部の項を削り、同条産業経済局企業立地支援部の項中「企業立地支援部」を「企業支援・産学連携部」に改め、同項に次のように加える。

新産業振興課

新産業係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 産学連携及び学術振興の総括に関する事。
- (3) 共同研究及び技術開発の支援に関する事。
- (4) 技術移転の推進に関する事。
- (5) 九州ヒューマンメディア創造センターに関する事。
- (6) 北九州学術研究都市の整備及び施設の管理運営に関する事。
- (7) 北九州産業学術推進機構に関する事。
- (8) 次世代エネルギー産業、先端産業、自動車産業及びロボット産業の振興に関する事。
- (9) 科学技術政策に関する企画及び調査に関する事。
- (10) 株式会社北九州テクノセンターに関する事。
- (11) その他新産業の創出及び振興に関する事。

第3条産業経済局観光にぎわい部商業振興課の項を削り、同条産業経済局農林水産部水産課漁政係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、同条産業経済局農林水産部水産課水産振興係の項第4号中「漁業協同組合」を「水産団体（漁業協同組合を含む。）」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 水産金融に関する事。

第3条建設局用地部用地管理課補償係の項第2号中「審査（」の次に「建築都市局住宅整備課及び」を加え、同条建設局河川部水環境課ほたる係の項第1号中「、河川整備課」を「（部内他課、室を含む。）」に改め、同条建設局河川部の項に次のように加える。

神嶽川旦過地区整備室

計画推進係

- (1) 神嶽川旦過地区の整備に関する事。

第3条建築都市局総務部の項に次のように加える。

都市景観課

景観形成係

- (1) 課の庶務に関する事。

- (2) 景観に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 景観法（平成16年法律第110号）、北九州市都市景観条例（平成20年北九州市条例第52号）及び関門景観条例（平成13年北九州市条例第35号）に関すること。
- (4) 景観に係る届出及び指導に関すること。
- (5) その他都市景観に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

景観づくり支援係

- (1) 地域の景観づくり活動への支援に関すること。
- (2) 景観アドバイザー制度に関すること。
- (3) 景観に係る届出及び指導に関すること（他係の所管に属するものを除く。）。
- (4) 都市景観賞等の市民啓発に関すること。

第3条建築都市局計画部都市計画課計画調整係の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同条建築都市局計画部都市計画課事業調整係の項を削り、同条建築都市局計画部都市計画課土地利用係の項に次の1号を加える。

- (6) 立地適正化計画に係る区画等に関すること。

第3条建築都市局計画部都市計画課地区計画係の項に次の2号を加える。

- (3) 地区計画等策定市民支援事業に関すること。
- (4) 立地適正化計画に係る届出等に関すること。

第3条建築都市局計画部都市計画課景観形成係の項及び同条建築都市局計画部都市計画課景観づくり支援係の項並びに同条建築都市局都市マネジメント政策室の項を削り、同条建築都市局指導部建築指導課建築法規係の項第6号中「等に基づく認定」を削り、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 特定既存耐震不適格建築物の耐震改修工事費等の助成に関すること。

第3条建築都市局指導部建築審査課審査係の項第2号中「仮使用承認」を「仮使用認定」に改め、同条建築都市局指導部建築審査課設備係の項に次の2号を加える。

- (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく容積率特例認定及びに表示認定に関すること。
- (7) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第

８４号)に基づく低炭素建築物の認定に関すること。

第３条建築都市局整備部区画整理課管理係の項第６号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条建築都市局まちづくり推進室まちづくり推進課の項を次のように改める。

まちづくり推進課

事業調整係

- (１) 室の庶務に関すること。
- (２) 局所管事業の企画及び調整に関すること。
- (３) 都市再生整備計画の総括に関すること。
- (４) 局の所管に属する公共事業に係る補助金、負担金等の総括に関すること。
- (５) 大規模未利用地及び民間開発に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (６) 都心・副都心等の街なか拠点のまちづくりに係る調査及び計画に関すること。

第３条建築都市局住宅部住宅計画課住宅政策係の項に次の１号を加える。

- (６) 狭あい道路拡幅整備事業の推進に関すること。

第３条建築都市局住宅部住宅計画課民間住宅係の項第４号を削り、同条建築都市局建築部建築課計画調整係の項に次の１号を加える。

- (６) 北九州スタジアムの整備に関すること。

第３条建築都市局建築部建築課建築保全係の項第７号を削り、同条港湾空港局総務港営部の項中「総務港営部」を「総務部」に改め、同条港湾空港局総務港営部総務課庶務係の項中第９号を削り、第１０号を第９号とし、同条港湾空港局総務港営部総務課経理係の項に次の１号を加える。

- (３) ひびき灘開発株式会社に関すること。

第３条港湾空港局総務港営部総務課交流係の項及並びに同条港湾空港局総務港営部港営課の項、同条港湾空港局総務港営部物流振興課の項及び同条港湾空港局総務港営部立地促進課の項を削り、同条港湾空港局総務港営部の項の次に次のように加える。

港営部

港営課

港務係

- (１) 部、課の庶務に関すること。
- (２) 港湾の振興に関すること（他係の所管に属するものを除く。）。

- (3) 港湾施設の使用料、手数料等の総括に関する事。
- (4) 清港事業の総括に関する事。
- (5) 港湾料率表の作成及び公表に関する事。
- (6) 船員及び港湾労働者等の福利厚生に関する事。
- (7) 水難救護法（明治32年法律第95号）の施行に係る総括に関する事（海面に係るものに限る。）。
- (8) 港湾施策の企画に関する事。
- (9) 通関、入国管理及び検疫に関する国の機関に関する事。
- (10) 港湾施設その他の財産の管理に伴う補償（工事に係るものを除く。）及び賠償に関する事（係争に係るものに限る。）。

海務・情報係

- (1) 港湾施設の管理運営の総括に関する事（係留施設に係るものに限る。）。
- (2) 船舶の入出港届の受理及び船席指定に関する事。
- (3) 港湾施設の使用料（岸壁使用料に限る。）及び入港料の徴収に関する事。
- (4) 港務通信に関する事。
- (5) 港湾情報システムの総括に関する事。
- (6) 港湾事務の情報化に関する事。
- (7) 港湾の保安対策に関する事。

設備係

- (1) 荷役機械等の工事の設計、施工及び検査に関する事。
- (2) 設備工事の設計、施行及び検査並びに設備の保守点検に関する事。
- (3) 港湾施設及び海岸保全施設の維持管理計画に関する事。
- (4) 港湾の保全対策に関する事。
- (5) 北九州埠頭株式会社及び小倉国際流通センター株式会社に関する事。

指導調整係

- (1) 港湾区域内及び港湾隣接地域内における水域の占有等に関する事。
- (2) 臨港地区内における構築物の規制及び行為の届出等の総

括に関すること。

- (3) 公有水面（漁港区域以外の海面に限る。）埋立の免許に関すること。
- (4) 海岸保全区域内の規制の総括に関すること。
- (5) 砂利採取法の規定による砂利採取計画（漁港区域以外の海面に係るものに限る。）の認可に関すること。

業務管理係

- (1) 港湾施設、海岸保全施設その他港湾の利用に関する財産の管理運営の総括に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 国有港湾施設の管理受託に関すること。
- (3) 港湾台帳、海岸保全区域台帳及び公有財産台帳に関すること。
- (4) 港湾施設その他の財産の管理に伴う補償（工事に係るものを除く。）及び賠償に関すること（係争に係るものを除く。）。
- (5) 港湾施設等の管理に関すること（他係の所管に属するものを除く。次号及び第7号において同じ。）。
- (6) 臨海地区内における建築物の規制及び行為の届出等に関すること。
- (7) 海岸保全区域内の規制等に関すること。
- (8) 港湾施設の使用料、手数料及び普通財産の貸付料等に関すること。

業務第一係

業務第二係

業務第三係

業務第四係

- (1) 港湾施設等の管理運営に関すること。
- (2) 埠頭構内の取締りに関すること。
- (3) 港内清掃等に関すること。
- (4) 水難救護法の施行に関すること（海面に係るものに限る。）。
- (5) 港湾施設の使用料、手数料等（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 臨港鉄道の管理運営に関すること（業務第二係に限る。）。

）。

(7) 海岸保全区域内の占用等に関する事。

みなと振興部

物流振興課

物流振興係

- (1) 部、課の庶務に関する事。
- (2) 航路誘致及び集貨対策に関する事。
- (3) 物流拠点都市づくりに係る連絡調整に関する事。
- (4) 北九州貨物鉄道施設保有株式会社に関する事。
- (5) 基幹統計その他港湾に関する各種統計に関する事。
- (6) ひびきコンテナターミナル株式会社に関する事。

立地促進係

- (1) 企業立地戦略の企画に関する事。
- (2) 臨海部産業用地への企業立地の促進に関する事。
- (3) 局の所管に属する普通財産の処分に関する事。
- (4) 企業立地の促進に係る行政支援に関する事。

クルーズ・交流課

交流・イベント係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 港湾に係る国際交流に関する事。
- (3) 北九州港のにぎわいづくり及びPRに関する事。
- (4) 北九州港振興協会に関する事。

クルーズ誘致係

- (1) クルーズ客船の誘致に関する事。

第3条港湾空港局整備保全部整備保全課設計第一係の項を次のように改め
設計第二係

る。

設計第一係

- (1) 東部地区（門司区、小倉北区及び小倉南区をいう。以下同じ。）における工事の調査及び設計に関する事。
- (2) 東部地区における工事の検査に関する事。
- (3) 東部地区における港湾施設の改築に係る工事の調査、設計及び施工に関する事。

第3条港湾空港局整備保全部整備保全課工事第一係の項を次のように改め
る。

設計第二係

- (1) 西部地区（若松区、八幡東区、八幡西区及び戸畑区をいう。以下同じ。）における工事の調査及び設計に関すること。
- (2) 西部地区における工事の検査に関すること。

第3条港湾空港局整備保全部整備保全課工事第二係の項を次のように改める。

東部工事係

- (1) 東部地区における港湾施設の保全及び維持修繕に係る工事に関すること。
- (2) 東部地区における港湾区域内、港湾隣接地域内及び海岸保全区域内の行為等の規制に関する技術審査に関すること。

第3条港湾空港局整備保全部整備保全課工事第三係の項を次のように改める。

西部工事係

- (1) 西部地区における港湾施設の保全及び維持修繕に係る工事に関すること。
- (2) 西部地区における港湾施設の改築に係る工事の調査、設計及び施行に関すること。
- (3) 西部地区における港湾区域内、港湾隣接地域内及び海岸保全区域内の行為等の規制に関する技術審査に関すること。

第3条港湾空港局整備保全部整備保全課の項に次のように加える。

保全係

- (1) 港湾施設の保全及び維持修繕に係る工事施工の総括に関すること。
- (2) 港湾施設の維持管理計画に基づく施設（建築設備を除く。）の点検及び診断に関すること。
- (3) 維持管理計画に対する技術的指導に関すること。

第3条港湾空港局整備保全部計画課の項に次のように加える。

開発係

- (1) 港湾再開発に関すること。
- (2) 海辺のマスタープランに関すること。
- (3) 工事に係る土地、工作物その他の物件の取得、移転及び借受け並びにこれらに伴う調整及び補償に関すること。
- (4) 港湾事業の調査及び調整に関すること。

第3条港湾空港局整備保全部開発課の項を次のように改める。

エネルギー産業拠点化推進係

- 第４条会計室管理係の項中「管理係」を「企画管理係」に改め、同項中第１４号を第１７号とし、第１３号の次に次の３号を加える。

- 第4条会計室指導係の項を削り、同条会計室の項中

查指導第一係

査指導第二係 に改め、同項に次の 1 号を加える。

查指導第三係

查指導第四係」

- (3) 会計事務の指導に関すること。

34

7 保健福祉局保健衛生部食品監視検査課に食品衛生検査所長を置く。

第5条第4項の次に次の1項を加える。

5 保健福祉局に地域保健法第5条第1項の規定に基づく保健所を担任する担当部長（以下「保健所担当部長」という。）を置く。

第6条第4項中「担当課長」を「参事、担当課長、主幹」に改める。

第7条中「、世界遺産登録推進室長」を削り、「区政事務センター所長」の次に「、大規模大会誘致推進室次長」を加え、「認知症対策室長」を「認知症支援・介護予防センター所長」に、「都市マネジメント政策室次長」を「神嶽川旦過地区整備室長」に改める。

第8条第3項を削り、同条第4項中「技術監理室次長を含む。以下同じ」を「保健所担当部長を除く」に改め、「技術監理室長、世界遺産登録推進室長、」及び「認知症対策室長」を削り、「障害者就労支援室長」の次に「、神嶽川旦過地区整備室長」を加え、「及び安全・安心相談センター所長」を「、安全・安心相談センター所長、認知症支援・介護予防支援センター所長及び食品衛生検査所長」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 保健所担当部長に事故があるとき、又は保健所担当部長が欠けたときは、保健福祉局保健衛生部医務薬務課長が代理する。

第8条第5項中「審査担当課長」を「審査指導担当主幹」に改める。

第9条中「（技術監理室長を含む。）」を削り、「安全管理担当部長」を「安全管理担当参事及び保健所担当部長」に改める。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（保健所）

第10条 地域保健法第5条第1項の規定に基づく保健所は、保健福祉局保健衛生部医務薬務課、保健予防課、東部生活衛生課、西部生活衛生課及び食品監視検査課をもって構成し、保健所長は、保健所担当部長をもって充てる。

（北九州市区役所等事務分掌規則の一部改正）

第2条 北九州市区役所等事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第1条中「区役所に次の課及び係を置く」を「区の設置並びに区に事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例（昭和38年北九州市条例第58号）第2条の区の事務所の組織は、次のとおりとする」に改める。

第3条第4項中「、相談役」を削り、「担当課長」を「参事、担当課長、主幹」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える

。

4 保健福祉課に高齢者福祉及び障害者福祉に係る事務を担当する担当課長（以下「保健福祉・相談担当課長」という。）を置く。

第4条第3項中「担当課長」の次に「、主幹」を加える。

第6条第4項中「課長に」を「課長（保健福祉・相談担当課長を含む。以下同じ。）に」に改める。

（北九州市事業所事務分掌規則の一部改正）

第3条 北九州市事業所事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「職員研修所、シティプロモーション首都圏本部」を「シティプロモーション首都圏本部、職員研修所」に改め、「、動物愛護センター」を削り、「第2夜間・休日急患センター」の次に「、動物愛護センター」を加え、「、総合保健福祉センター」、「、ユースステーション」及び「、総合保健福祉センターに保健所長及び食品衛生検査所長」を削り、「副所長」の次に「、文書館」を加え、同条第3項中「担当課長」を「参事、担当課長、主幹」に改める。

第5条第1項中「（保健所長及び食品衛生検査所長を含む。）」を削り、同条第2項中「担当課長」を「参事、担当課長、主幹」に改める。

第7条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「（総合保健福祉センターにおける食品衛生検査所長を含む。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第8条中「（保健所長を含む。）」を削る。

第10条を削り、第11条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える

。

（身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所）

第11条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項の規定に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づく知的障害者更生相談所は、総合保健福祉センター地域リハビリテーション推進課をもって構成し、身体障害者更生相談所長及び知的障害者更生相談所長は、総合保健福祉センター地域リハビリテーション推進課長をもって充てる。

別表第1中

「

総務	総務局	北九州市立	北九州市	第3類	館長
----	-----	-------	------	-----	----

企画局		文書館	小倉北区 大手町1 1番5号		
		北九州市職員研修所	北九州市 小倉北区 紺屋町1 3番1号	第2類	所長
		北九州市シティプロモーション首都圏本部	東京都千代田区平河町二丁目4番2号（全国都市会館内）	第2類	本部長

を

」

「

企画調整局		北九州市シティプロモーション首都圏本部	東京都千代田区平河町二丁目4番2号（全国都市会館内）	第2類	本部長
総務局	総務部	北九州市立文書館	北九州市小倉北区 大手町1 1番5号	第3類	館長
		北九州市職員研修所	北九州市小倉北区 紺屋町1 3番1号	第2類	所長

に、

市民文化スポーツ局	文化スポーツ部	北九州市立埋蔵文化財センター	北九州市小倉北区金田一丁目1番3号	第3類	所長

を

市民文化スポーツ局		北九州市立生涯学習総合センター	北九州市小倉北区大門一丁目6番43号	第2類	所長
	生涯学習総合センター	北九州市立八幡西生涯学習総合センター	北九州市黒崎三丁目15番3号	第3類	所長
	文化部	北九州市立埋蔵文化財センター	北九州市小倉北区金田一丁目1番3号	第3類	所長

に、

保健福祉局	障害福祉部	北九州市立精神保健福祉センター	北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号	第3類	所長
		北九州市立障害福祉セ	北九州市小倉北区	第3類	所長

保健医療部	生活衛生課	センター	馬借一丁目7番1号		
		北九州市立東部斎場	北九州市門司区大字猿喰1342番地の8	第4類	場長
		北九州市立西部斎場	北九州市八幡西区本城五丁目6番1号	第4類	場長
		北九州市動物愛護センター	北九州市小倉北区西港町24番地の7	第3類	所長
		北九州市立食肉センター	北九州市小倉北区末広二丁目3番7号	第3類	所長
		北九州市立夜間・休日急患センター	北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号	第3類	所長
		北九州市立	北九州市	第3類	所長

を

		第2夜間・休日急患センター	八幡西区黒崎三丁目15番3号		
	人権推進センター	北九州市立新門司地域交流センター	北九州市門司区吉志新町二丁目1番1号	第3類	館長

「

保健福祉局	健康医療部		北九州市立夜間・休日急患センター	北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号	第3類	所長
			北九州市立第2夜間・休日急患センター	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号	第3類	所長
	保健衛生部	保健衛生課	北九州市立東部斎場	北九州市門司区大字猿喰1342番地の8	第4類	場長
			北九州市立西部斎場	北九州市八幡西区本城五丁目6番1号	第4類	場長
			北九州市動物愛護センター	北九州市小倉北区西港町24番地の7	第3類	所長

に、

		北九州市立 食肉センタ ー	北九州市小倉 北区末広二丁 目 3 番 7 号	第 3 類	所長
	人権推進セ ンター	北九州市立 新門司地域 交流センタ ー	北九州市門司 区吉志新町二 丁目 1 番 1 号	第 3 類	館長

		北九州市立 総合保健福 祉センター	北九州市小倉 北区馬借一丁 目 7 番 1 号	第 1 類	所長
--	--	-------------------------	-------------------------------	-------	----

		北九州市立 総合保健福 祉センター	北九州市小倉 北区馬借一丁 目 7 番 1 号	第 2 類	所長
	総合保健福 祉センター	北九州市立 精神保健福 祉センター	北九州市小倉 北区馬借一丁 目 7 番 1 号	第 3 類	所長

		北九州市立 夜宮青少年 センター	北九州市戸畑 区夜宮一丁目 2 番 1 号	第 3 類	所長
		北九州市立 ユースステ ーション	北九州市八幡 西区黒崎三丁 目 1 5 番 3 号	第 3 類	所長

		北九州市立 夜宮青少年	北九州市戸畑 区夜宮一丁目	第 3 類	所長
--	--	----------------	------------------	-------	----

			センター	2 番 1 号			に
--	--	--	------	---------	--	--	---

改める。

別表第 2 の文書館の項中「文書館」を「文書館 管理係」に改め、同項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次のように加える。

(6) 行政不服審査会に関すること。

別表第 2 の東部市税事務所 西部市税事務所 の項の次に次のように加える。

生涯学習総合センター
管理運営課
庶務係

- (1) センター及び生涯学習センターの庶務に関すること。
- (2) センター、生涯学習センター及び婦人会館の管理運営に関すること。
- (3) センター、八幡西生涯学習総合センター、生涯学習センター及び婦人会館の連絡調整に関すること。
- (4) 生涯学習の推進に係る調査研究に関すること。
- (5) 生涯学習情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 生涯学習に関する相談に関すること。
- (7) 生涯学習に係る人材の育成に関すること。
- (8) 生涯学習に関する指導及び助言に関すること。

八幡西生涯学習総合センター
運営係

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) センターの管理運営に関すること。
- (3) 生涯学習情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 生涯学習に関する相談に関すること。
- (5) 生涯学習に係る人材の育成に関すること。

別表第 2 の精神保健福祉センターの項、障害福祉センターの項、東部斎場 西部斎場 の項、動物愛護センターの項及び食肉センターの項を削り、同表の夜間・休

日急患センター の項の次に次のように加える。

・休日急患センター

東部斎場

西部斎場

- (1) 場の庶務に関する事。
- (2) 火葬業務に関する事。
- (3) 使用料の収納に関する事。
- (4) 施設の維持管理に関する事。

動物愛護センター

- (1) 所の庶務に関する事。
- (2) 手数料及び費用の収納に関する事。
- (3) 狂犬病予防に関する事。
- (4) 動物の愛護及び管理に関する事。
- (5) 飼い犬の取締り及び野犬捕獲の実施に関する事。
- (6) 犬に関する衛生上の研究及び調査に関する事。
- (7) 保健所との連絡に関する事。
- (8) 施設の維持管理に関する事。

食肉センター

管理係

- (1) 所の庶務に関する事。
- (2) 使用料及び手数料の収納に関する事。
- (3) と畜業者の指導及び調整に関する事。
- (4) 施設の維持管理に関する事。

検査第一係

検査第二係

- (1) と畜及び食鳥検査に関する事。
- (2) と畜業者からの報告の徴収及び当該業者に係る立入検査に関する事。
- (3) と畜業者及び食鳥処理業者に対する命令に関する事。

別表第 2 の総合保健福祉センター管理課管理係の項第 1 号中「、保健所」を削り、同項第 5 号中「及び手数料」及び「（保健所の所管に係るものを含む。）」を削り、同項中第 10 号を削り、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 食品表示（保健事項に限る。）に関する指導、調査等に

関すること。

別表第2の総合保健福祉センター管理課管理系の項第11号に次のように改める。

(11) 難病患者等の支援に関すること。

別表第2の総合保健福祉センターの項に次のように加える。

地域リハビリテーション推進課

障害福祉係

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 心身障害者の更生、援護等の相談に関すること。

(3) 心身障害者の医学的、心理学的及び職能的検査、診断及び判定並びにこれらに基づく必要な指導に関すること。

(4) 心身障害者巡回相談に関すること。

(5) 心身障害者福祉に係る思想の普及に関すること。

(6) 身体障害者福祉業務についての調査及び研究に関すること。

(7) 身体障害者の自立支援医療（更生医療に限る。）の要否の判定に関すること。

(8) 戦傷病者の更生医療の要否の判定に関すること。

(9) 身体障害者及び戦傷病者の補装具の要否、処方及び適合判定に関すること。

(10) 言語機能回復訓練事業に関すること。

(11) 中途視覚障害者緊急生活訓練事業に関すること。

(12) 介護実習・普及センター（福祉用具プラザ北九州）に関すること。

(13) 関係職員の専門技術研修に関すること。

(14) 前各号に掲げるもののほか、北九州市立障害福祉センターに関すること。

障害認定係

(1) 障害支援区分認定事務（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

リハビリテーション推進係

(1) 地域リハビリテーションの技術的支援に関すること。

(2) 区リハビリテーション連絡協議会に関すること。

(3) 地域リハビリテーションに関する調査、研究及び情報発信に関すること。

別表第2の総合保健福祉センターの項の次に次のように加える。

精神保健福祉センター

- (1) 所の庶務に関すること。
- (2) 使用料及び手数料の収納に関すること。
- (3) 薬品の購入並びに1件30万円以下の医療用機器材の購入、修繕等の契約及び検収に関すること。
- (4) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する普及啓発及び調査研究に関すること。
- (5) 関係諸機関に対する技術支援及び教育研修に関すること。
- (6) 精神障害者の社会復帰に必要な相談、指導等に関すること。
- (7) 精神医療審査会に関すること。
- (8) 精神障害者保健福祉手帳交付についての判定及び自立支援医療（精神通院医療に限る。）の要否の判定に関すること。
- (9) いのちとこころの支援センターに関すること。

新門司

別表第2の保健所の項及びユースステーションの項を削り、同表の日明環
皇后崎

環境センター

境センター 業務第一係の項中「業務第一係」を「業務係」に改め、同表
環境センター 業務第二係 業務第二係

の競輪事務所警備対策室の項中「警備対策室」を「警備対策係」に改め、同
表の競艇事務所警備対策室の項中「警備対策室」を「警備対策係」に改める
。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(北九州市公印規則の一部改正)
- 2 北九州市公印規則（昭和38年北九州市規則第6号）の一部を次のように
改正する。

第8条第2項中「総務企画局総務部文書課長」を「総務局総務部文書課長」に改める。

第10条第1項中「、技術監理室長」を削り、「、広報室長及び契約室長」を「及び広報室長」に改める。

第15条中「総務企画局長」を「総務局長」に改める。

別表第1の市印・市長印等の項中

「	総務企画 局総務部 文書課	を	「	総務局総 務部文書 課	に
」			」		

改め、同表の専用市印・専用市役所印の人事専用北九州市印の項中

「	総務企画 局人事部 人事課長	総務企画 局人事部 人事課	を	「	総務局人 事部人事 課長	総務局人 事部人事 課	に
」				」			

改め、同表の専用市印・専用市役所印の国民健康保険専用北九州市印の項中

「	保健福祉 局保健医 療部保険 年金課長 及び区役 所国保年 金課長	保健福祉 局保健医 療部保険 年金課及 び区役所 国保年金 課	を	「	保健福祉 局健康医 療部保険 年金課長 及び区役 所国保年 金課長	保健福祉 局健康医 療部保険 年金課及 び区役所 国保年金 課	に
」				」			

改め、同表の専用市印・専用市役所印の項中

「	総合保 健福祉 センタ ー専用 北九州 市印	方 24	5	総合保健福 祉センター における公 文書用	総合保健 福祉セン ター管理 課長	総合保健 福祉セン ター管理 課	を
」							

「	保健所 及び総 合保健	方 24	5	保健所及び 総合保健福 祉センター	総合保健 福祉セン ター管理	総合保健 福祉セン ター管理	
」							

福祉セ ンター 専用北 九州市 印		における公 文書用	課長	課	に
-------------------------------	--	--------------	----	---	---

改め、同表の専用市印・専用市役所印の帳票類専用北九州市印の項中

「市名をも ってする 総務企画 局長が指 定する帳 票用」	を	「市名をも ってする 総務局長 が指定す る帳票用」	に、
--	---	--	----

「総務企画 局総務部 文書課」	を	「総務局総 務部文書 課」	に
-----------------------	---	---------------------	---

改め、同表の専用市長印の項中

会計事 務専用 北九州 市長印	てん 書	方 24	1	会計室にお ける会計事 務用	会計室次 長	会計室	を
契約事 務専用 北九州 市長印				契約室にお ける契約事 務用	契約室管 理課長	契約室管 理課	

会計事 務専用	てん	方 24	1	会計室にお ける会計事	会計室次 長	会計室
------------	----	---------	---	----------------	-----------	-----

北九州 市長印	書			務用		
建設材 料試験 成績書 専用北 九州市 長印	れ い 書		2	市長名をも ってする建 設材料試験 成績書用	技術監理 局技術部 検査課長	技術監理 局技術部 検査課
契約事 務専用 北九州 市長印	て ん 書		3	契約部にお ける契約事 務用	技術監理 局契約部 契約制度 課長	技術監理 局契約部 契約制度 課

に、

「

人事専 用北九 州市長 印		方 35		辞令（昇給 通知書を除 く。）用	総務企画 局人事部 人事課長	総務企画 局人事部 人事課
		方 15		昇給通知書 用、源泉徴 収票用並び に身分、通 勤及び勤務 の証明事務 用		
建設材 料試験 成績書 専用北 九州市 長印	れ い 書	方 24	2	市長名をも ってする建 設材料試験 成績書用	技術監理 室技術企 画課長	技術監理 室技術企 画課

を

」

人事専用北九州市長印	方35	辞令（昇給通知書を除く。）用	総務局人事部人事課長	総務局人事部人事課
	方15	昇給通知書用、源泉徴収票用並びに身分、通勤及び勤務の証明事務用		

改め、同表の専用市長印の表彰専用北九州市長印の項中

「3」	を	「4」	に、
「総務企画局 総務部文書課」	を	「総務局総務 部文書課」	に

改め、同表の専用市長印の項中

「4」	を	「5」	に
5		6	
6		7	
7		8	
8		9	
9		10	

「 」 「 」
 改め、同表の専用市長印の火葬専用北九州市長印の項中

「	10	を	11	に、	「		に	」
「	保健福祉 局保健医 療部生活 衛生課長		斎場及び 火葬場	を	「	保健福祉 局保健衛 生部保健 衛生課長	斎場	」

改め、同表の専用市長印の項中

「	11		12		「	12	を	13	に、	「	13		14	」					
「	総合保健福祉センター専用北九州市長印				市長名をもってする総合保健福祉センターにおける公文書用	総合保健福祉センター管理課長		総合保健福祉センター管理課	を	「	保健所及び総合保健福祉センター専用北九州市			市長名をもってする保健所及び総合保健福祉センターにおける公文書用	総合保健福祉センター管理課長		総合保健福祉センター管理課	に	」

長印					
----	--	--	--	--	--

改め、同表の専用市長印の営業専用北九州市長印の項中

「

14

」を「

15

」に、

「

総合保健 福祉セン ター保健 所東部生 活衛生課 長及び西 部生活衛 生課長	総合保健 福祉セン ター保健 所東部生 活衛生課 長及び西 部生活衛 生課
---	--

」を「

保健福祉 局保健衛 生部東部 生活衛生 課長及び 西部生活 衛生課長	保健福祉 局保健衛 生部東部 生活衛生 課及び西 部生活衛 生課
--	--

」に

改め、同表の専用市長印の生活衛生専用北九州市長印の項中

「

15

」を「

16

」に、

「

総合保健 福祉セン ター保健 所東部生 活衛生課 長及び総 合保健福 祉センタ ー保健所 西部生活 衛生課長 並びに区 役所保健 福祉課長	総合保健 福祉セン ター保健 所東部生 活衛生課 長及び総 合保健福 祉センタ ー保健所 西部生活 衛生課並 びに区役 所保健福 祉課（門 司
--	---

」を「

保健福祉 局保健衛 生部東部 生活衛生 課長及び 西部生活 衛生課長 並びに区 役所保健 福祉課長 （門司区 役所、小 倉南区役 所、若松	保健福祉 局保健衛 生部東部 生活衛生 課及び西 部生活衛 生課並び に区役所 保健福祉 課（門司 区役所、 小倉南区 役所、若 松区役所
--	--

」に

(門司区役所、小倉南区役所、若松区役所、八幡東区役所及び戸畑区役所に限る。)	区役所、小倉南区役所、若松区役所、八幡東区役所及び戸畑区役所に限る。)	区役所、八幡東区役所及び戸畑区役所に限る。)	、八幡東区役所及び戸畑区役所に限る。)
--	-------------------------------------	------------------------	---------------------

改め、同表の専用市長印の中小企業振興課専用北九州市長印の項中

「

16

を

17

に、

「

産業経済局産業振興部中小企業振興課長	産業経済局産業振興部中小企業振興課
--------------------	-------------------

を

「

産業経済局新成長戦略推進部中小企業振興課長	産業経済局新成長戦略推進部中小企業振興課
-----------------------	----------------------

に

改め、同表の専用市長印の項中

17	18
18	19
19	20
20	21
21	22

22		23	
23	を	24	に
24		25	
25		26	
26		27	
27		28	
28		29	
29		30	

改め、同表の専用市長印の港湾空港局専用北九州市長印の項中

30	市長名をもつてする港湾空港局（立地促進課及び空港企画部を除く。）における公文書用	港湾空港局総務港営部総務課長	港湾空港局総務港営部総務課	を
----	--	----------------	---------------	---

31	市長名をもつてする港湾空港局（エネルギー	港湾空港局総務部総務課長	港湾空港局総務部総務課
----	----------------------	--------------	-------------

	産業拠点 化推進課 及び空港 企画部を 除く。)) における 公文書用			に
--	--	--	--	---

改め、同表の専用市長印の港湾施設使用許可事務専用北九州市長印の項中

「

31

を

32

に、

「

港湾空港 局総務港 営部港営 課長	港湾空港 局総務港 営部港営 課
----------------------------	---------------------------

を

港湾空港 局港営部 港営課長	港湾空港 局港営部 港営課
----------------------	---------------------

に

改め、同表の専用市長印の区役所専用北九州市長印の項中

「

32	市長名を もってす る区役所 における 公文書用 及び教育 委員会教 育機関（ 生涯学習 総合セン ター、中 央図書館 及び視聴 覚センタ ーを除く
----	--

を

「

33	市長名を もってす る区役所 における 公文書用 及び教育 委員会教 育機関（ 中央図書 館及び視 聴覚セン ターを除 く。）で 補助執行 する市長
----	--

に

	。)で補助執行する市長事務用		事務用
--	----------------	--	-----

改め、同表の専用市長印の項中

33		34	
34	を	35	に
35		36	

改め、同表の専用市長印の教育委員会専用北九州市長印の項中

市長名をもってする教育委員会事務局及び教育委員会教育機関（生涯学習総合センター、中央図書館及び視聴覚センターに限る。）で補助執行する市長事務用	を	市長名をもってする教育委員会事務局及び教育委員会教育機関（中央図書館及び視聴覚センターに限る。）で補助執行する市長事務用	に
---	---	--	---

改め、同表の専用市長印の帳票類専用北九州市長印の項中

「	市長名をも ってする総 務企画局長 が指定する 帳票用	を	「	市長名をも ってする総 務局長が指 定する帳票 用	に、
」			」		
「	総務企画局 総務部文書 課	を	「	総務局総務 部文書課	に
」			」		

改め、同表の専用市長印の帳票類専用訂正北九州市長印の項中

「	36	市長名を もってす る総務企 画局長が 指定する 帳票に係 る訂正用	を	「	37	市長名を もってす る総務局 長が指定 する帳票 に係る訂 正用	に
」				」			

改め、同表の補助機関等の印の副市長印の項及び北九州市聴聞主宰者印の項中

「	総務企画 局総務部 文書課	を	「	総務局総 務部文書 課	に
」			」		

改め、同表の補助機関等の印の項中

「	保健所 印	方 21	18	保健所にお ける公文書 用	総合保健 福祉セン ター管理 課長及び	総合保健 福祉セン ター管理 課及び総
」						

保健所 長印		19	保健所長名 をもってす る公文書用	総合保健 福祉セン ター保健 所西部生 活衛生課 長	合保健福 祉センタ ー保健所 西部生活 衛生課	を
-----------	--	----	-------------------------	---	-------------------------------------	---

保健所 印	方 21	18	保健所名を もってする 公文書用	保健福祉 局保健衛 生部医務 薬務課長	保健福祉 局保健衛 生部医務 薬務課及 び西部生 活衛生課	に、
保健所 長印		19	保健所長名 をもってす る公文書用	及び西部 生活衛生 課長		
身体障 害者更 生相談 所長印		20	身体障害者 更生相談所 長名をもっ てする公文 書用	総合保健 福祉セン ター地域 リハビリ テーショ ン推進課 長	総合保健 福祉セン ター地域 リハビリ テーショ ン推進課	
知的障 害者更 生相談 所長印		21	知的障害者 更生相談所 長名をもっ てする公文 書用			

「 20 」 を 「 22 」 に

改め、同表の補助機関等の専用印の市民課・出張所専用区長印の項中

市民文化 スポーツ	市民文化 スポーツ	「	市民文化 スポーツ	市民文化 スポーツ	」
--------------	--------------	---	--------------	--------------	---

局市民部 区政事務 センター 所長並び に区役所 市民課長 及び区役 所出張所 長	局市民部 区政事務 センター 並びに区 役所市民 課及び区 役所出張 所	を	局市民総 務部区政 事務セン ター所長 並びに区 役所市民 課長及び 区役所出 張所長	局市民総 務部区政 事務セン ター並び に区役所 市民課及 び区役所 出張所	に
---	---	---	---	---	---

改め、同表の補助機関等の専用印の市民課専用区長印の項中

市民文化 スポーツ 局市民部 区政事務 センター 所長及び 区役所市 民課長	市民文化 スポーツ 局市民部 区政事務 センター 及び区役 所市民課	を	市民文化 スポーツ 局市民総 務部区政 事務セン ター所長 及び区役 所市民課 長	局市民総 務部区政 事務セン ター及び 区役所市 民課	に
---	--	---	---	--	---

改め、同表の補助機関等の専用印の帳票類専用福祉事務所長印の項中

電子計算 機処理に よる福祉 事務所長 名をもつ てする帳 票（総務 企画局長 が指定す るものに 限る。）	を	電子計算 機処理に よる福祉 事務所長 名をもつ てする帳 票（総務 局長が指 定するも のに限る 。）用	に
--	---	---	---

用」

改め、同表の補助機関等の専用印の帳票類専用区長印の項中

「

総務企画 局総務部 文書課

を「

総務局総 務部文書 課

に

改める。

別表第2の3 専用市長印の表中ひな型36をひな型37とし、ひな型3からひな型35までを1ずつ繰り下げ、ひな型2の次に次のように加える。

3

北	九	州
市	長	印

別表第2の4 補助機関等の印の表中ひな型20をひな型22とし、ひな型19の次に次のように加える。

20

21

北	九	州	市
身	体	障	害
更	正	相	談
所	長	印	

北	九	州	市
知	的	障	害
更	正	相	談
所	長	印	

(北九州市公報発行規則の一部改正)

3 北九州市公報発行規則(昭和38年北九州市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「総務企画局総務部文書課長」を「総務局総務部文書課長」に改める。

(北九州市職員懲戒審査委員会規則の一部改正)

- 4 北九州市職員懲戒審査委員会規則（昭和３８年北九州市規則第８２号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「総務企画局人事部」を「総務局人事部」に、「総務企画局長」を「総務局長」に改める。

（北九州市自動車交通事故対策委員会規則の一部改正）

- 5 北九州市自動車交通事故対策委員会規則（昭和３８年北九州市規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「総務企画局長」を「総務局長」に、「総務企画局総務部長」を「総務局総務部長」に改める。

第９条中「総務企画局総務部庁舎管理課」を「総務局総務部庁舎管理課」に改める。

（北九州市契約規則の一部改正）

- 6 北九州市契約規則（昭和３９年北九州市規則第２５号）の一部を次のように改正する。

第２０条の２第４項中「契約室管理課」を「技術監理局契約部契約制度課」に改める。

（北九州市会計規則の一部改正）

- 7 北九州市会計規則（昭和３９年北九州市規則第４９号）の一部を次のように改正する。

別表第１の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

契約室	管理課		管理課長	契約室長
	契約課		契約課長	
技術監理室	技術企画課		技術企画課長	技術監理室長
	検査課			
	技術管理課			
	指導課			
総務企	総務部	総務課	総務課長	総務企

画局			画局長
		文書課	文書課長
		庁舎管理課	庁舎管理課長
		文書館	文書館長
	行政経営部	行政経営課	行政経営課長
	女性の輝く社会推進室	女性活躍推進課	女性活躍推進課長
		男女共同参画推進課	男女共同参画推進課長
	人事部	人事課	人事課長
		給与課	給与課長
		福利課	福利課長
	職員研修所		職員研修所次長
	情報政策部	情報政策課	情報政策課長
	政策部	企画課	企画課長
		政策調整課	政策調整課長
		世界遺産登録推進室	世界遺産登録推進室長
	地方創生推進室		地方創生推進室次

を

			長	
	国際部	国際政策課	国際政策課長	
		アジア交流課	アジア交流課長	
	シティプロモーション首都圏本部		シティプロモーション首都圏本部次長	
				シティプロモーション首都圏本部長

」

「

技術監理局	技術部	技術企画課	技術企画課長	技術監理局長
		検査課		
		技術管理課		
		指導課		
	契約部	契約制度課	契約制度課長	
		契約課	契約課長	
	企画調整局	企画課	企画課長	企画調整局長
		政策調整課	政策調整課長	
		世界遺産課	世界遺産課長	
	地方創生推進室		地方創生推進室次	

			長	
	都市 マネ ジメ ント 政策 部	都市マネジメ ント政策課	都市マネジメント 政策課長	
	国際 部	国際政策課	国際政策課長	
		アジア交流課	アジア交流課長	
	シティプロモーショ ン首都圏本部		シティプロモーシ ョン首都圏本部次 長	
総務局	総務 部	総務課	総務課長	総務局 長
		文書課	文書課長	
		庁舎管理課	庁舎管理課長	
	文書館		文書館副館長	
	行政 経営 部	行政経営課	行政経営課長	
	女性 の輝	女性活躍推進 課	女性活躍推進課長	

に、

	く 社 会推 進室	男女共同参画 推進課	男女共同参画推進 課長	
	人 事 部	人 事 課	人 事 課 長	
		給 与 課	給 与 課 長	
		福 利 課	福 利 課 長	
	職員研修所		職員研修所次長	
	情 報 政 策 部	情報政策課	情報施策課長	

「		固定資産税課	固定資産税課長	市民文 化スポ ーツ局 長
	市民文 化スポ ーツ局 部	総務課	総務課長	
		区政課	区政課長	
		区政事務セン ター	区政事務センター 所長	
		地域振興課	地域振興課長	
		広聴課	広聴課長	
	文化 部	文化企画課	文化企画課長	

を

		埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センター所長	
スポーツ部		スポーツ振興課	スポーツ振興課長	
		大規模大会誘致推進室	大規模大会誘致推進室長	

		固定資産税課	固定資産税課長	
		徴収企画課	徴収企画課長	
市民文化スポーツ局	市民総務部	総務区政課	総務区政課長	市民文化スポーツ局長
		戸籍住民課	戸籍住民課長	
		区政事務センター	区政事務センター所長	
		広聴課	広聴課長	
	地域・人づくり部	地域振興課	地域振興課長	
		生涯学習課	生涯学習課長	
	文化部	文化企画課	文化企画課長	
		埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センター所長	
	スポ	スポーツ振興	スポーツ振興課長	

に、

一ツ	課	
部		
大規模大会誘致推進室	大規模大会誘致推進室次長	

保健福祉局	総務部	総務課	総務課長	保健福祉局長
		臨時福祉給付金室	臨時福祉給付金室長	
		監査指導課	監査指導課長	
	地域支援部	高齢者支援課	高齢者支援課長	
		認知症対策室	認知症対策室長	
		いのちをつなぐネットワーク推進課	いのちをつなぐネットワーク推進課長	
		介護保険課	介護保険課長	
		健康推進課	健康推進課長	
		保護課	保護課長	
	障害福祉部	障害福祉課	障害福祉課長	
		障害者就労支援室	障害者就労支援室長	
		精神保健福祉	精神保健福祉セン	

	センター		ター所長
	障害福祉センター		障害福祉センター所長
保健医療部	保健医療課		保健医療課長
	保険年金課		保険年金課長
	生活衛生課		生活衛生課長
	動物愛護センター		動物愛護センター所長
	夜間・休日急患センター		夜間・休日急患センター所長
人権推進センター	人権文化推進課		人権文化推進課長
	同和対策課		同和対策課長
総合保健福祉センター	管理課		管理課長
	保健所	医務薬務課	医務薬務課長
		保健予防課	保健予防課長
		東部生活衛生課	東部生活衛生課長
		食品監	食品監視検査課長

を

			視 検 査 課		
子ども 家庭局	子ども家 庭部	総務企画課	総務企画課長	子ども 家庭局 長	

保 健 福 祉 局	総 務 部	総 務 課	総 務 課 長	保 健 福 祉 局 長
		臨時福祉給付 金室	臨時福祉給付金室 長	
	地 域 福 祉 部	長 寿 社 会 対 策 課	長 寿 社 会 対 策 課 長	
		認知症支援・ 介護予防セン ター	認知症支援・介護 予防センター所長	
		地 域 福 祉 推 進 課	地 域 福 祉 推 進 課 長	
		介 護 保 険 課	介 護 保 険 課 長	
		保 護 課	保 護 課 長	
	障 害 福 祉 部	障 害 福 祉 企 画 課	障 害 福 祉 企 画 課 長	
		障 害 者 支 援 課	障 害 者 支 援 課 長	
		障 害 者 就 労 支 援 室	障 害 者 就 労 支 援 室 長	

健康医療部	地域医療課	地域医療課長
	保険年金課	保険年金課長
	健康推進課	健康推進課長
	夜間・休日急患センター	夜間・休日急患センター長
保健衛生部	保健衛生課	保健衛生課長
	動物愛護センター	動物愛護センター所長
	医務薬務課	医務薬務課長
	保健予防課	保健予防課長
	東部生活衛生課	東部生活衛生課長
	食品監視検査課	食品監視検査課長
人権推進センター	人権文化推進課	人権文化推進課長
	同和対策課	同和対策課長
総合保健福祉センター	管理課	管理課長
	地域リハビリテーション推進課	地域リハビリテーション推進課長

に、

		精神保健福祉センター	精神保健福祉センター所長		
子ども家庭局	子ども家庭部	総務企画課	総務企画課長	子ども家庭局長	
		監査指導課	監査指導課長		

新成長戦略推進室	産業政策課	産業政策課長
	サービス産業政策課	サービス産業政策課長
産業振興部	新産業振興課	新産業振興課長
	学術振興課	学術振興課長
	中小企業振興課	中小企業振興課長
企業立地支援部	企業立地支援課	企業立地支援課長
観光にぎわい部	観光課	観光課長
	M I C E 推進課	M I C E 推進課長
	商業振興課	商業振興課長

「		新成	産業政策課	産業政策課長		
---	--	----	-------	--------	--	--

	長戦略推進部	商業・サービス産業政策課	商業・サービス産業政策課長	に、
		中小企業振興課	中小企業振興課長	
	企業支援・産学連携部	企業立地支援課	企業立地支援課長	
		新産業振興課	新産業振興課長	
	観光にぎわい部	観光課	観光課長	
		M I C E 推進課	M I C E 推進課長	

建築都市局		河川整備課	河川整備課長	を
		河川整備課	河川整備課長	
	総務部	総務課	総務課長	
		総務課	総務課長	
	計画部	都市計画課	都市計画課長	
		都市交通政策課	都市交通政策課長	
		都市交通政策課	都市交通政策課長	
		都市マネジメント政策室	都市マネジメント政策室長	
		都市マネジメント政策室	都市マネジメント政策室長	

		河川整備課	河川整備課長	
--	--	-------	--------	--

		神嶽川旦過地区整備室	神嶽川旦過地区整備室長		に、
建築都市局	総務部	総務課	総務課長	建築都市局長	
		都市景観課	都市景観課長		
	計画部	都市計画課	都市計画課長		
		都市交通政策課	都市交通政策課長		

建築部	建築課	建築課長	を

建築部	建築課	建築課長	に、
	施設保全課	施設保全課長	

港湾空港局	総務港営部	立地促進課	立地促進課長	港湾空港局長	を
	空港企画部	空港企画課	空港企画課長		

港湾空港	整備保全	エネルギー産業拠点化推進	エネルギー産業拠点化推進課長	港湾空港局長
------	------	--------------	----------------	--------

局	部	課			に、
	空港企画部	空港企画課	空港企画課長		

「		指導課	指導課長	を	
				」	

指導課	指導課長
規制課	規制課長

に、

市議会事務局	総務課	総務課長	市議会事務局長
	議事課		
	政策調査課		
監査事務局	第一課	第一課長	監査事務局長
	第二課		
人事委員会事務局	任用課	任用課長	人事委員会事務局長
	調査課		
選挙管理委員会事務局	選挙課	選挙課長	選挙管理委員会事務局長

教育 委員 会事 務局	総務 部	総務課	総務課長	教育次 長
		企画課	企画課長	
		施設課	施設課長	
	学務 部	教職員課	教職員課長	
		学事課	学事課長	
		学校保健課	学校保健課長	
	指導 部	指導企画課	指導企画課長	
		指導第一課		
		指導第二課		
		特別支援教育 課		
	生涯 学習 部	生涯学習課	生涯学習課長	
	幼稚園		幼稚園長	
	小学校		小学校長	
	中学校		中学校長	
	特別支援学校		特別支援学校長	

を

市議会事務局	総務課		総務課長	市議会事務局長
	議事課			
	政策調査課			
教育委員会事務局	総務部	総務課	総務課長	教育次長
		企画調整課	企画調整課長	
		施設課	施設課長	
	学務部	教職員課	教職員課長	
		権限移譲準備室	権限移譲準備室長	
		学事課	学事課長	
		学校保健課	学校保健課長	
	指導部	指導企画課	指導企画課長	
		指導第一課		
		指導第二課		
		特別支援教育課		
	学力・体力向上推進室		学力・体力向上推進室次長	
	幼稚園		幼稚園長	

に

	小学校	小学校長	
	中学校	中学校長	
	特別支援学校	特別支援学校長	
人事委員会行政委員会事務局	総務課	総務課長	人事委員会行政委員会事務局長
	任用課	任用課長	
	調査課		
選挙管理委員会行政委員会事務局	総務課	総務課長	選挙管理委員会行政委員会事務局長
	選挙課	選挙課長	
監査委員会行政委員会事務局	総務課	総務課長	監査委員会行政委員会事務局長
	監査第一課	監査第一課長	
	監査第二課		

改める。

別表第2の門司区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中「

港湾	総務	総務課	総務課長	港湾空
----	----	-----	------	-----

空港局	港営部	港営課	港営課長	港局長	を
		物流振興課	物流振興課長		
	整備保全部	整備保全課	整備保全課長		
		計画課	計画課長		
		開発課	開発課長		

港湾空港局	総務部	総務課	総務課長	港湾空港局長	に
	港営部	港営課	港営課長		
	みなと振興部	物流振興課	物流振興課長		
		クルーズ・交流課	クルーズ・交流課長		
	整備保全部	整備保全課	整備保全課長		
		計画課	計画課長		

改め、同表の八幡西区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

市民文化スポーツ	市民部	市民活動推進課	市民活動推進課長		を
----------	-----	---------	----------	--	---

局			
---	--	--	--

「

市民文化スポーツ局	地域・人づくり部	市民活動推進課	市民活動推進課長
-----------	----------	---------	----------

に、

「

総合保健福祉センター	保健所	西部生活衛生課	西部生活衛生課長
------------	-----	---------	----------

を

「

保健福祉局	保健衛生部	西部生活衛生課	西部生活衛生課長
-------	-------	---------	----------

に

改める。

（北九州市職員衛生管理規則の一部改正）

- 8 北九州市職員衛生管理規則（昭和39年北九州市規則第94号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項中「総務企画局安全管理担当部長」を「総務局安全管理担当参事」に改める。

別表第1中

「

本庁（北九州市小倉北区城内1番1号に所在する市の事務所）及び小倉北区役所に所在す	総務企画局総務部長
--	-----------

る総務企画局情報政策部		を
総務企画局の所管に属する事業所		

「

本庁（北九州市小倉北区城内 1 番 1 号に所在する市の事務所）及び小倉北区役所に所在する総務局情報政策部	総務局総務部長	に改め、
総務局の所管に属する事業所		
技術監理局の所管に属する事業所	技術監理局技術部長	
企画調整局の所管に属する事業所	企画調整局政策部長	

」

同表の市民文化スポーツ局の所管に属する事業所の項中

「

市民文化スポーツ局 市民部長

を

「

市民文化スポーツ局 市民総務部長

に改め、同表の港

」

」

湾空港局（北九州市門司区西海岸一丁目 2 番 7 号に所在する市の事務所をいう。）及びその所管に属する事業所の項中

「

港湾空港局総務港営 部長

を

「

港湾空港局総務部長

に改める。

」

」

（北九州市職員衛生管理審査会規則の一部改正）

- 9 北九州市職員衛生管理審査会規則（昭和 39 年北九州市規則第 95 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「総務企画局人事部給与課」を「総務局人事部給与課」に改める。

（北九州市労務職員就業規則の一部改正）

- 10 北九州市労務職員就業規則（昭和 39 年北九州市規則第 96 号）の一部を次のように改正する。

別表の総務企画局の項中「総務企画局」を「総務局」に改め、同表の保健福祉局の項中「保健医療部」を「保健衛生部」に、「生活衛生課」を「保健衛生課」に改める。

（北九州市予算規則の一部改正）

- 11 北九州市予算規則（昭和 40 年北九州市規則第 3 号）の一部を次のよう

に改正する。

第7条第1項第3号中「契約室契約課」を「技術監理局契約部契約課」に改める。

（北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正）

- 1 2 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和41年北九州市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務企画局長」を「総務局長」に改める。

（単純な労務に雇用される北九州市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

- 1 3 単純な労務に雇用される北九州市職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和41年北九州市規則第72号）の一部を次のように改正する。

第10条中「総務企画局長」を「総務局長」に改める。

（北九州市自動車管理規則の一部改正）

- 1 4 北九州市自動車管理規則（昭和41年北九州市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号、第7条の2、第11条第3項、第21条第2項及び第22条各号列記以外の部分中「総務企画局長」を「総務局長」に改める。

（北九州市長代理順序規則の一部改正）

- 1 5 北九州市長代理順序規則（昭和42年北九州市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務企画局長」を「総務局長」に改める。

（北九州市技能労務職の主任の設置に関する規則の一部改正）

- 1 6 北九州市技能労務職の主任の設置に関する規則（昭和43年北九州市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

保健福祉局総合保健福祉センター保健所東部生活衛生課の内部組織（市長が認めるものに限る。）
--

を

「

保健福祉局保健衛生部東部生活衛生課の内部組織（市長が認めるものに限る。）

に、

「

総務企画局総務部庁舎管理課の内部組織

を

「	総務局総務部庁舎管理課の内部組織	に、
「	保健福祉局保健医療部生活衛生課の内部組織（市長が認めるものに限る。）	を
「	保健福祉局保健衛生部保健衛生課の内部組織（市長が認めるものに限る。）	に改める。

（北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

- 17 北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年北九州市規則第106号）の一部を次のように改正する。

第26条中「総務企画局長」を「総務局長」に改める。

（北九州市職員被服貸与規則の一部改正）

- 18 北九州市職員被服貸与規則（昭和44年北九州市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項、第4条第2項、第8条、第10条及び第11条中「総務企画局長」を「総務局長」に改める。

（あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則の一部改正）

- 19 あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則（昭和45年北九州市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第4条中「保健福祉局長」を「環境局長」に改める。

（北九州市庁内管理規則の一部改正）

- 20 北九州市庁内管理規則（昭和47年北九州市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表の（1） 本庁舎の項中「総務企画局長」を「総務局長」に改める。

（北九州市職員見舞金支給規則の一部改正）

- 21 北九州市職員見舞金支給規則（昭和48年北九州市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第14条中「総務企画局長」を「総務局長」に改める。

(北九州市工事執行規則の一部改正)

- 2 2 北九州市工事執行規則(昭和49年北九州市規則第77号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「技術監理室長」を「技術監理局長」に、「技術監理室検査課長」を「技術監理局技術部検査課長」に改め、同条第5項中「技術監理室長」を「技術監理局長」に改める。

第19条中「技術監理室長」を「技術監理局長」に改める。

(北九州市会計関係帳票規則の一部改正)

- 2 3 北九州市会計関係帳票規則(昭和50年北九州市規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表の(5) 物品に関する帳票の表及び第63号様式中「物品購入・修繕伺書(契約室契約)」を「物品購入・修繕伺書(技術監理局契約)」に改める。

(北九州市美しいまちづくり基金条例施行規則の一部改正)

- 2 4 北九州市美しいまちづくり基金条例施行規則(昭和57年北九州市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第1条から第4条までの規定中「総務企画局長」を「企画調整局長」に改める。

(北九州市消防局組織規則の一部改正)

- 2 5 北九州市消防局組織規則(昭和61年北九州市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条総務部人事課人事係の項第5号中「総務企画局」を「総務局」に改める。

第4条第3項中「総務企画局人事部給与課長」を「総務局人事部給与課長」に改める。

(北九州市立文書館条例施行規則の一部改正)

- 2 6 北九州市立文書館条例施行規則(平成元年北九州市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務企画局長」を「総務局長」に改める。

(勤務時間等の特例に関する規則の一部改正)

- 2 7 勤務時間等の特例に関する規則(平成3年北九州市規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

総	総	文書	一般		午前	午後	勤務時	日曜	
---	---	----	----	--	----	----	-----	----	--

務 企 画 局	務 部	館	事 務 員		9 時 1 5 分	6 時	間中に 1 時間 とし、 その時 限は所 属長が 定める 。	日及 び土 曜日	を
	シテイプ ロモーシ ョン首都 圏本部		一 般 事 務 員 一 般 技 術 員		午 前 9 時	午 後 5 時 4 5 分	正 午 か ら 午 後 1 時 ま で	日 曜 日 及 び 土 曜 日	

企 画 調 整 局	シテイプ ロモーシ ョン首都 圏本部		一 般 事 務 員 一 般 技 術 員		午 前 9 時	午 後 5 時 4 5 分	正 午 か ら 午 後 1 時 ま で	日 曜 日 及 び 土 曜 日	に
	総 務 局	文 書 館	一 般 事 務 員		午 前 9 時 1 5 分	午 後 6 時	勤 務 時 間 中 に 1 時間 とし、 その時 限は所 属長が 定める 。	日 曜 日 及 び 土 曜 日	

改め、同表の市民文化スポーツ局の項中

「

市民部	区政事務センター	一般事務員	A	午前 8時 30分	午後 5時 15分	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日	区分の指定は、所属長が行う。
			B	午前 10時 15分	午後 7時			
	市民活動推進課	一般事務員	A	午前 8時 30分	午後 5時 15分	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日	区分の指定は、所属長が行う。
			B	午後 0時 15分	午後 9時			

を

」

「

市民総務部	区政事務センター	一般事務員	A	午前 8時 30分	午後 5時 15分	勤務時間中に1時間と	日曜日及び土曜日	区分の指定は、所属長が行う。
-------	----------	-------	---	-----------------	-----------------	------------	----------	----------------

			B	午前 10時15分	午後 7時	し、その時限は所属長が定める。		
地域・人づくり部	市民活動推進課	一般事務員	A	午前 8時30分	午後 5時15分	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日	区分の指定は、所属長が行う。
			B	午後 0時15分	午後 9時			
生涯学習総合センター	管理運営課 八幡西生涯学習総合センター	一般事務員	早出	午前 8時30分	午後 5時15分	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める	4週間を通じ8日所属長の指定する日	区分の指定は、所属長が行う。
			遅出	午後 1時15分	午後 10時			

に

						。		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

改め、同表の保健福祉局の項を次のように改める。

保健福祉局	健康医療部	夜間・休日急患センター	医師一般事務員		午前 8時 30分	午後 5時 15分	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	4週間を通じ8日所属長の指定する日	
			看護師	A	午前 8時 30分	午後 5時 15分			
				B	午後 4時 30分	翌日 午前 1時			

				分	15分		
			C	午前 0時 30分	午前 9時 15分		
			D	午後 4時 30分	翌日 午前 9時 30分	勤務 時間 中に 1時 間30分 とし、その時 限は所 属長が 定め る。	
	第2夜 間・休 日急患 センタ ー	一般 事務 員		午前 8時 30分	午後 5時 15分	勤務 時間 中に 1時 間とし、その 時限は所 属長が定	4週間 を通じ 8日所 属長の 指定す る日

							める。		
			看護師	A	午前 8 時 3 0 分	午後 5 時 1 5 分	勤務 時間 中に 1 時 間と し、 その 時限 は所 属長 が定 める 。	4 週間 を通じ 8 日所 属長の 指定す る日	区分の指 定は、所 属長が行 う。
				B	午後 3 時 4 5 分	翌日 午前 0 時 3 0 分			
	保 健 衛 生 部	保 健 衛 生 課	一般 事務 員	早 出	午前 9 時	午後 5 時	勤務 時間 中に 1 時 間と し、 その 時限 は所 属長 が定 める 。	4 週間 を通じ 6 日所 属長の 指定す る日	(1) 区分の 指定は 、所 属長が行 う。 (2) 4 週 3 日 7 時 間 2 0 分勤務 の日を 置き、 所 属長が指 定する。
		東 部 斎 場 西 部 斎 場		遅 出	午前 1 0 時	午後 6 時			

		食肉センター	一般事務員	平常日	午前 8 時	午後 4 時 4 0 分	勤務時間中に 1 時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日並びに 4 週間を通じ 2 日所属長の指定する土曜日及び 4 週間を通じ 1 日所属長の指定する平常日	
				土曜日	午前 8 時	午後 0 時 4 0 分			
		獣医師		A	午前 6 時	午後 2 時 4 0 分	勤務時間中に 1 時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び 8 週間を通じ 6 日所属長の指定する日	(1) 区分の指定は、所属長が行う。 (2) 4 週 2 日 4 時間 4 0 分勤務の日を置き、
				B	午前 7 時	午後 3 時 4 0 分			
				C	午前 8 時	午後 4 時 4 0 分			

				分			所属長が指定する。
医務薬務課 保健予防課 東部生活衛生課 西部生活衛生課 食品監視検査課	医師一般事務員 一般技術員（食品衛生検査所の業務に従事する一般技術員を除く。） 栄養士 保健師 臨床検査技師 診療放射線技師		午前 8時 30分	午後 5時 15分	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日	

			一般技術員（食品衛生検査所の業務に従事する一般技術員に限る。）	平日	午前 8時 30分	午後 5時 15分	正午から 午後 1時まで	日曜日並びに 4週間を通じ 2日所属長の 指定する土曜 日及び 4週間を通じ 1日所属長の 指定する平常 日	4週1日 7時間30分勤務 の日を置き、所属 長が指定する。
				土曜日	午前 8時 30分	午後 0時 30分			
人権推進センター	地域交流センター	一般事務員	A		午前 8時 45分	午後 5時 30分	勤務時間中に 1時間とし、その 時限は所属長が定 める。	日曜日及び4 週間を通じ4 日所属長の指 定する日	区分の指 定は、所 属長が行 う。
			B		午前 10時 45分	午後 7時 30分			

別表の子ども家庭局の項中

「

夜宮青少	一般	早	午前	午後	勤務	月曜日	区分
------	----	---	----	----	----	-----	----

年センター	事務員	出	8 時 4 5 分	5 時 3 0 分	時間中に 1 時間とし、その時限は所属長が定める。	及び 4 週間を通じ 4 日所属長の指定する日	の指定は、所属長が行う。
		遅出	午後 1 時 1 5 分	午後 1 0 時			
ユースステーション	一般事務員	早出	午前 9 時 3 0 分	午後 6 時 1 5 分	勤務時間中に 1 時間とし、その時限は所属長が定める。	4 週間を通じ 8 日所属長が指定する日	区分の指定は、所属長が行う。
		遅出	午後 0 時 3 0 分	午後 9 時 1 5 分			

を

「

夜宮青少年センター	一般事務員	早出	午前 8 時 4 5 分	午後 5 時 3 0 分	勤務時間中に 1 時間とし、その	月曜日及び 4 週間を通じ 4 日所属長の指定する	区分の指定は、所属長が行う。
		遅出	午後 1 時	午後 1 0			

に

				15分	時	時限は所属長が定める。	日	
--	--	--	--	-----	---	-------------	---	--

改める。

（北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則の一部改正）

- 28 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「契約室」を「技術監理局」に、「契約室長」を「技術監理局長」に改める。

第17条中「契約室長」を「技術監理局長」に改める。

（北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則の一部改正）

- 29 北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第15条中「契約室長」を「技術監理局長」に改める。

（北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則の一部改正）

- 30 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「契約室長」を「技術監理局契約部長」に、「契約室管理課長」を「技術監理局契約部契約制度課長」に改める。

第14条中「契約室長」を「技術監理局長」に改める。

（北九州市立男女共同参画センター条例施行規則の一部改正）

- 31 北九州市立男女共同参画センター条例施行規則（平成7年北九州市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第15条中「総務企画局長」を「総務局長」に改める。

（北九州市建設材料試験手数料条例施行規則の一部改正）

- 32 北九州市建設材料試験手数料条例施行規則（平成7年北九州市規則第56号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「技術監理室長」を「技術監理局長」に改める。

(北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正)

- 3 3 北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条及び第 1 7 条中「契約室長」を「技術監理局長」に改める。

(北九州市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

- 3 4 北九州市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 8 年北九州市規則第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条中「総務企画局長」を「総務局長」に改める。

(北九州市職員の兼務に関する規則の一部改正)

- 3 5 北九州市職員の兼務に関する規則（平成 8 年北九州市規則第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出し中「区政課」を「戸籍住民課」に改め、同条中「市民文化スポーツ局市民部区政課」を「市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課」に改める。

第 2 条各号列記以外の部分中「市民文化スポーツ局市民部区政事務センター」を「市民文化スポーツ局市民総務部区政事務センター」に改める。

(北九州市情報公開条例施行規則の一部改正)

- 3 6 北九州市情報公開条例施行規則（平成 1 4 年北九州市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 4 項中「総務企画局」を「総務局」に改める。

第 1 8 条中「総務企画局長」を「総務局長」に改める。

(北九州市文書管理規則の一部改正)

- 3 7 北九州市文書管理規則（平成 1 4 年北九州市規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「総務企画局総務部文書課」を「総務局総務部文書課」に、「港湾空港局総務港営部総務課」を「港湾空港局総務部総務課」に改め、同条第 7 号中「総務企画局長」を「総務局長」に改める。

第 3 条第 1 項中「総務企画局総務部文書課長」を「総務局総務部文書課長」に改める。

第 1 0 条、第 1 9 条の 2、第 2 4 条第 5 項、第 2 4 条の 2、第 2 7 条、第 3 0 条第 2 項、第 3 4 条第 2 項、第 4 0 条、第 4 4 条から第 4 7 条まで及び付則第 4 項中「総務企画局長」を「総務局長」に改める。

別記様式の備考第 2 号の表中

「」「」

港湾空港局総務港営部総務課

を

港湾空港局総務部総務課

に

改める。

（北九州市男女共同参画審議会規則の一部改正）

- 3 8 北九州市男女共同参画審議会規則（平成14年北九州市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第8条中「総務企画局」を「総務局」に改める。

（北九州市構造改革特別区域計画の推進及び市の規制の特例措置に関する条例施行規則の一部改正）

- 3 9 北九州市構造改革特別区域計画の推進及び市の規制の特例措置に関する条例施行規則（平成15年北九州市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務企画局長」を「企画調整局長」に改める。

（北九州市活性化施策評価委員会規則の一部改正）

- 4 0 北九州市活性化施策評価委員会規則（平成15年北九州市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総務企画局」を「企画調整局」に改める。

（北九州市個人情報保護条例施行規則の一部改正）

- 4 1 北九州市個人情報保護条例施行規則（平成17年北九州市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第32条第4項中「総務企画局」を「総務局」に改める。

第36条中「総務企画局長」を「総務局長」に改める。

（北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）

- 4 2 北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年北九州市規則第114号）の一部を次のように改正する。

第8条中「総務企画局長」を「総務局長」に改める。

（北九州市職員の安全衛生に関する委員会の設置等に関する規則の一部改正）

- 4 3 北九州市職員の安全衛生に関する委員会の設置等に関する規則（平成18年北九州市規則第109号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務企画局」を「総務局」に改める。

別表の課の欄中「総務企画局総務部総務課」を「総務局総務部総務課」に、「港湾空港局総務港営部総務課」を「港湾空港局総務部総務課」に改める。

（北九州市会計管理者及び区会計管理者の事務を代理する職員を定める規則の一部改正）

- 4 4 北九州市会計管理者及び区会計管理者の事務を代理する職員を定める規則（平成19年北九州市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「会計室審査担当課長」を「会計室審査指導担当主幹」に改める。

（北九州市入札等監視委員会規則の一部改正）

- 4 5 北九州市入札等監視委員会規則（平成24年北九州市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第10条中「契約室」を「技術監理局」に改める。

（北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会規則の一部改正）

- 4 6 北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会規則（平成26年北九州市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第9条中「総務企画局」を「総務局」に改める。

北九州市告示第 1 2 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立夜間・休日急患センター、北九州市立門司休日急患診療所及び北九州市立若松休日急患診療所における使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 2 8 年 4 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
有限会社医療事務研究会	北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号	平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 2 7 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市が管理する港湾施設のうち係留施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 2 8 年 4 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州埠頭株式会社	北九州市門司区港町 9 番 1 1 号	平成 2 8 年 4 月 1 日から平 成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 2 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 5 条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第 6 9 条第 3 号の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 4 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

調剤（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
薬局 A B C ファーマシー	北九州市小倉南区沼本町四丁目 2 番 2 3 号	廃局のため	平成 2 8 年 3 月 3 1 日

北九州市告示第 1 2 9 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市営九州鉄道記念館西駐車場における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 2 8 年 4 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
平山商会株式会社	北九州市門司区丸山一丁目 1 番 1 4 号	平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 130 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

平成 28 年 4 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

調剤（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
大信薬局篠崎店	北九州市小倉北区篠崎三丁目 9 番 7 号	平成 28 年 4 月 1 日
薬局 A B C ファー マシー	北九州市小倉南区沼本町四丁目 2 番 2 3 号	平成 28 年 4 月 1 日

北九州市訓令第4号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令

(北九州市副市長以下専決規程の一部改正)

第1条 北九州市副市長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「安全管理担当部長」を「安全管理担当参事及び保健所担当部長」に改める。

第6条第1項第3号中「、総合保健福祉センター保健所長」を削る。

別表第1の局長の欄中 「危機管理監 技術監理室長」 を「危機管理監」に、「人事委員会 監査事務局

事務局長 選挙管理委員会行政委員会事務局長 人事委員会行政委員会事務局長 に改め、同表の室長 監査委員行政委員会事務局長 」

「広報室長 の欄中 契約室長 を「広報室長」に改め、同表の部長の欄 選挙管理委員会事務局長」

中 「技術監理室次長 を「地方創生推進室長 に、「地方創生推進室 安全管理担当部長」 安全管理担当参事」

長」を「大規模大会誘致室長 に、「食の魅力創造・発信室長 を「食 保健所担当部長 」 都市マネジメント政策室長」

の魅力創造・発信室長」に、「市議会事務局次長 を「市議会事務 生涯学習総合センター所長」 学力・体力

局次長 に改め、同表の課長の欄中 「秘書室次長 を「秘 向上推進室長」 世界遺産登録推進室長」

書室次長」に、「大規模大会誘致推進室長」を「大規模大会誘致推進室次長 」に、「認知症対策室長」を「認知症支援・介護予防センター所長」に、「

「教育セ 都市マネジメント政策室次長」を「神嶽川旦過地区整備室長」に、 八幡西

ンター所長 を「権限移譲準備室長 に改める。
生涯学習総合センター所長」 教育センター所長」

別表第 2 の 2 の表中

(1) 勤 務 時 間 の 繰 上 げ 及 び 繰 下 げ	局 長、 区 長 及 び 室 長 に 係 る も の	所 属 の 部 長、 課 長、 係 長 及 び 係 員 に 係 る も の	所 属 の 課 長、 係 長 及 び 係 員 に 係 る も の			総 務 企 画 局 長 に 合 議 す る こ と。	を
--	--	---	---	--	--	--	---

(1) 勤 務 時 間 の 繰 上 げ 及 び 繰 下 げ	局 長、 区 長 及 び 室 長 に 係 る も の	所 属 の 部 長 に 係 る も の	所 属 の 課 長 に 係 る も の	所 属 の 課 長 に 係 る も の	所 属 の 係 長、 係 員 に 係 る も の		に
--	--	------------------------------	------------------------------	------------------------------	--------------------------------------	--	---

改め、同表の（ 9 ）の項中「総務企画局長」を「総務局長」に、「総務企画局人事部長」を「総務局人事部長」に、「総務企画局人事部人事課長」を「総務局人事部人事課長」に改め、同表の（ 1 0 ）の項中「総務企画局人事部人事課長」を「総務局人事部人事課長」に改め、同表の（ 1 3 ）の項中「総務企画局長」を「総務局長」に改め、同表の（ 1 4 ）の項中「総務企画局人事部長」を「総務局人事部長」に改める。

別表第 2 の 3 の表の（ 4 ）の項中「総務企画局人事部人材育成・女性活躍推進課」を「総務局職員研修所」に改め、同表の（ 2 8 ）の項中

	〔 契 約 室 長 〕 8 , 0 0 0 〇 ~		を
	〔 契 約 室 長 〕 8 , 0 0 0 〇 ~		

〔 技 術 監 理 局 長 〕 8 , 0 0 0 〇 ~		〔 契 約 部 長 〕 4 , 0 0 0 〇 ~	に
〔 技 術 監 理 局 長 〕 8 , 0 0 0 〇 ~		〔 契 約 部 長 〕 4 , 0 0 0 〇 ~	

改め、同表の（ 2 9 ）の項中

「

	〔 契 約 室 長 〕 8 , 0 0 0 ~	
--	----------------------------	--

を

〔 技 術 監 理 局 長 〕 8 , 0 0 0 ~		〔 契 約 部 長 〕 4 , 0 0 0 ~
--------------------------------	--	----------------------------

に、

「契約室監理課長」を「技術監理局契約制度課長」に改める。

別表第3の3の表を次のように改める。

3 技術監理局に関する事項

専 決 権 者	専 決 事 項
副 市 長	(1) 1 件 5 億 円 を 超 え る 工 事 の 契 約 (修 繕 料 、 工 事 請 負 費 及 び 路 面 復 旧 費 に 属 す る も の に 限 る 。 局 長 の 項 、 契 約 部 長 の 項 及 び 契 約 課 長 の 項 に お い て 同 じ 。) 並 び に 工 事 資 材 の 購 入 の 契 約 (原 材 料 費 に 属 す る も の に 限 る 。 局 長 の 項 、 契 約 部 長 の 項 及 び 契 約 課 長 の 項 に お い て 同 じ 。) 及 び 検 収
局 長	(1) 1 件 4 , 0 0 0 万 円 を 超 え る 委 託 契 約 (工 事 に 係 る 設 計 委 託 、 測 量 委 託 及 び 調 査 委 託 に 係 る も の に 限 る 。 契 約 部 長 の 項 及 び 契 約 課 長 の 項 に お い て 同 じ 。) (2) 1 件 5 億 円 以 下 の 工 事 の 契 約 並 び に 工 事 資 材 の 購 入 の 契 約 及 び 検 収 (3) 副 市 長 の 専 決 事 項 に 係 る 工 事 の 契 約 の 軽 微 な 変 更 (議 決 事 項 以 外 の 事 項 の 変 更 を い う 。)
技 術 部 長	(1) 1 件 2 , 0 0 0 万 円 を 超 え る 設 計 図 書 を 伴 う 工 事 の 検 査 (2) 1 件 1 , 5 0 0 万 円 を 超 え る 工 事 の 施 行 に 伴 う 、 又 は こ れ に 付 随 す る 設 計 の 委 託 の 検 査
契 約 部 長	(1) 1 件 4 , 0 0 0 万 円 以 下 の 委 託 契 約 (2) 1 件 2 億 円 以 下 の 工 事 の 契 約 並 び に 工 事 資 材 の 購 入 の 契 約 及 び 検 収 (3) 局 長 の 専 決 事 項 に 係 る 委 託 契 約 及 び 工 事 の 契 約 の 軽 微 な 変 更 (委 託 料 又 は 請 負 金 額 の 増 減 が 2 0 パーセント以内、かつ、4 , 0 0 0 万 円 以 内 の 変 更 及 び 委 託 期 間 又 は 工 期 の 変 更 を い う 。)
検 査 課 長	(1) 1 件 2 , 0 0 0 万 円 以 下 の 設 計 図 書 を 伴 う 工 事 の 検 査
指 導 課 長	(1) 1 件 1 , 5 0 0 万 円 以 下 の 工 事 (1 件 5 0 0 万 円 以 下 の も の を 除 く 。) の 施 行 に 伴 う 、 又 は こ れ に 付 随 す る 設 計 の 委 託 の 検 査
契 約 課 長	(1) 1 件 5 0 0 万 円 以 下 の 委 託 契 約 (2) 1 件 2 , 0 0 0 万 円 以 下 の 工 事 の 契 約 並 び に 工 事 資 材 の 購 入 の 契 約 及 び 検 収 (3) 契 約 部 長 の 専 決 事 項 に 係 る 委 託 契 約 及 び 工 事 の 契 約 の 軽 微 な 変 更 (委 託 料 又 は 請 負 金 額 の 増 減 が 2 0 パーセント以内の変更及び委託期間又は工期の変更をいう。)

別表第3の4の表を削る。

別表第3の5の表中「総務企画局」を「総務局」に改め、同表の文書課長の項第2号を削り、同表を別表第3の4の表とする。

別表第3の6の表中

税制課長	(1) 市税の過誤納整理	を
課税課長 及び固定 資産税課 長	(1) 市税の賦課決定等（年度当初の賦課決定及 び特に重要な賦課決定等を除く。）	

課税課長 及び固定 資産税課 長	(1) 市税の賦課決定等（年度当初の賦課決定及 び特に重要な賦課決定等を除く。）	に
徴収企画 課長	(1) 市税の過誤納整理	

改め、同表を別表第3の5の表とする。

別表第3の7の表を別表第3の6の表とする。

別表第3の8の表の局長の項第15号中「福岡県公衆浴場法施行条例（昭和63年福岡県条例第3号）」を「北九州市公衆浴場法施行条例（平成24年北九州市条例第58号）」に改め、同項第65号中「登録」の次に「若しくは許可」を加え、「停止」を「停止命令」に改め、同表の地域支援部長の項中「地域支援部長」を「地域福祉部長」に改め、同項第1号中「返還、徴収等」を「返還等」に改め、同表の保健医療部長の項中「保健医療部長」を「健康医療部長」に改め、同項の次に次のように加える。

保健衛生 部長	(1) 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）第5条第1項第1号ロ及び第6条第1項第1号ロの規定による指示及び公表 (2) 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第6条第1項第2号ロの規定による命令及び公表 (3) 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項第1号から第3号までの規定による公表
保健所担 当部長	(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項の規定による自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）の支給認定 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付等 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神科病院の管理者に対する退院命令、報告徴収、改善命令等 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による医療保護入院に係る同意等

- (5) 福岡県食品取扱条例（昭和28年福岡県条例第47号）第8条の規定による整備改善の命令、営業許可の取消し又は営業の禁止若しくは停止
- (6) 食品衛生法第55条第1項及び第56条の規定による営業の停止（3日以内のものに限る。）
- (7) 食品衛生法第61条第2項の規定による食品衛生推進員の委嘱
- (8) 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項第1号及び第2号の規定による指示及び命令
- (9) 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項第3号の規定による業務停止命令
- (10) 旅館業法第3条第1項の規定による営業許可
- (11) 旅館業法第3条第2項第1項及び第3条の3第1項の規定による承認
- (12) 旅館業法第7条の2の規定による措置命令
- (13) 興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項の規定による営業許可
- (14) 興行場法第6条の規定による営業の許可の取消し及び営業の停止命令
- (15) 公衆浴場法第2条第1項の規定による営業の許可（北九州市公衆浴場法施行条例第2条第1号に規定する普通公衆浴場の新設に係るものを除く。）
- (16) 墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定による納骨堂の経営等の許可
- (17) 墓地、埋葬等に関する法律第19条の規定による整備改善、使用の制限又は使用の禁止の命令及び納骨堂の経営等の許可の取消し
- (18) 福岡県ふぐ取扱条例第11条第1項の規定による期間を定めた業務の停止命令（3日以内のものに限る。）
- (19) 化製場等に関する法律第3条第2項（同法第8条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理
- (20) 化製場等に関する法律第7条（同法第8条及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定による施設の使用の制限又は禁止の命令
- (21) 化製場等に関する法律第9条第1項の規定による動物の飼養又は収容の許可及び同条第4項の規定による届出の受理
- (22) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条の規定による食鳥処理の事業の許可
- (23) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項の規定による食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可
- (24) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第8条の規定による食鳥処理の事業の停止命令（3日以内のものに限る。）
- (25) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第9条の規定による食鳥処理の事業の停止命令（3日以内のものに限る。）
- (26) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項及び第2項の規定による確認規程及びその変更の認定

- (2 7) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第24条第2項の規定による届出の受理
- (2 8) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第31条第2項の規定による必要な措置の指示
- (2 9) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第37条第1項の規定による報告の徴収
- (3 0) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第37条第2項の規定による報告の徴収
- (3 1) 医療法第7条の規定による開設及び変更の許可(病院を除く。)並びに病床の設置及び変更の許可
- (3 2) 医療法第12条ただし書の規定による許可(病院を除く。)
- (3 3) 医療法第18条ただし書の規定による許可(病院を除く。)
- (3 4) 医療法第25条の2の規定による県知事への通知
- (3 5) 医療法第27条の規定による使用の許可(病院を除く。)
- (3 6) 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)第19条第1項の規定による許可
- (3 7) 毒物及び劇物取締法第4条第1項の規定による登録
- (3 8) 毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定による登録の更新
- (3 9) 毒物及び劇物取締法第6条の2第1項の規定による許可
- (4 0) 毒物及び劇物取締法第15条の3(同法第22条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による回収等の命令
- (4 1) 歯科技工士法第26条第1項第4号に規定する許可
- (4 2) 医薬品医療機器等法第4条第1項の規定による許可
- (4 3) 医薬品医療機器等法第4条第4項の規定による許可の更新
- (4 4) 医薬品医療機器等法第7条第3項ただし書の規定による許可
- (4 5) 医薬品医療機器等法第12条第1項の規定による許可
- (4 6) 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定による許可の更新
- (4 7) 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定による許可
- (4 8) 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定による許可の更新
- (4 9) 医薬品医療機器等法第14条第1項の規定による承認
- (5 0) 医薬品医療機器等法第14条第9項の規定による変更の承認
- (5 1) 医薬品医療機器等法第24条第1項の規定による許可
- (5 2) 医薬品医療機器等法第24条第2項の規定による許可の更新
- (5 3) 医薬品医療機器等法第28条第3項ただし書の規定による許可

	(5 4) 医 薬 品 医 療 機 器 等 法 第 3 9 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 許 可
	(5 5) 医 薬 品 医 療 機 器 等 法 第 3 9 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 許 可 の 更 新
	(5 6) 医 薬 品 医 療 機 器 等 法 第 3 9 条 の 2 第 2 項 た だ し 書 の 規 定 に よ る 許 可
	(5 7) 医 薬 品 医 療 機 器 等 法 第 7 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 命 令 及 び 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 処 分
	(5 8) 医 薬 品 医 療 機 器 等 法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 業 務 体 制 の 整 備 命 令

別表第3の8の表の保険年金課長の項の次に次のように加える。

保 健 衛 生 課 長	(1) 食 品 表 示 法 第 1 5 条 の 規 定 に よ る 権 限 の 委 任 等 に 関 す る 政 令 第 5 条 第 1 項 第 2 号 ロ 及 び 第 3 号 ロ 並 び に 第 6 条 第 1 項 第 3 号 ロ 及 び 第 4 号 ロ の 規 定 に よ る 報 告 の 徴 収 及 び 物 件 提 出 要 求 (2) 食 品 表 示 法 第 1 5 条 の 規 定 に よ る 権 限 の 委 任 等 に 関 す る 政 令 第 5 条 第 1 項 第 4 号 ロ 及 び 第 6 条 第 1 項 第 5 号 ロ の 規 定 に よ る 立 入 検 査 及 び 質 問 (3) 食 品 表 示 法 第 1 5 条 の 規 定 に よ る 権 限 の 委 任 等 に 関 す る 政 令 第 5 条 第 1 項 第 5 号 ロ 及 び 第 6 条 第 1 項 第 6 号 ロ の 規 定 に よ る 申 出 の 受 付 及 び 調 査
東 部 生 活 衛 生 課 長 及 び 西 部 生 活 衛 生 課 長	(1) 福 岡 県 食 品 取 扱 条 例 第 4 条 の 規 定 に よ る 営 業 許 可 (2) 食 品 衛 生 法 第 5 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 営 業 許 可 (3) 食 品 表 示 法 第 1 5 条 の 規 定 に よ る 権 限 の 委 任 等 に 関 す る 政 令 第 7 条 第 1 項 第 7 号 の 規 定 に よ る 申 出 の 受 付 及 び 調 査 (4) 墓 地 、 埋 葬 等 に 関 す る 法 律 第 5 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 改 葬 許 可 (5) 狂 犬 病 予 防 法 (昭 和 2 5 年 法 律 第 2 4 7 号) 第 4 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 登 録 (6) 狂 犬 病 予 防 法 第 5 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 注 射 済 票 の 交 付 (7) 狂 犬 病 予 防 法 施 行 令 (昭 和 2 8 年 政 令 2 3 6 号) 第 1 条 の 規 定 に よ る 鑑 札 の 再 交 付 (8) 狂 犬 病 予 防 法 施 行 令 第 3 条 の 規 定 に よ る 注 射 済 票 の 再 交 付
食 品 監 視 検 査 課 長	(1) 食 品 表 示 法 第 1 5 条 の 規 定 に よ る 権 限 の 委 任 等 に 関 す る 政 令 第 7 条 第 1 項 第 7 号 の 規 定 に よ る 申 出 の 受 付 及 び 調 査

別表第3の8の表を別表第3の7の表とし、別表第3の9の表を別表第3の8の表とし、別表第3の10の表を別表第3の9の表とする。

別表第3の11の表の観光にぎわい部長の項中「観光にぎわい部長」を「新成長戦略推進部長」に改め、同表の商業振興課長の項中「商業振興課長」を「商業・サービス産業政策課長」に改め、同表を別表第3の10の表とする。

別表第3の12の表を別表第3の11の表とし、別表第3の13の表を別表第3の12の表とする。

別表第3の14の表の総務港営部長の項中「総務港営部長」を「港営部長」に改め、同表の開発課長の項中「開発課長」を「整備保全課長」に改め、

同表を別表第3の13の表とする。

別表第3の15の表の指導課長の項中「指導課長」を「規制課長」に改め、同項第8号中「第17条第6項、第18条第2項及び第19条第5項」を「第17条第7項、第18条第4項及び第19条第6項」に改め、同表を別表第3の14の表とする。

別表第3の16の表を別表第3の15の表とし、別表第3の17の表を別表第3の16の表とする。

（北九州市区長以下専決規程の一部改正）

第2条 北九州市区長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「及び」を「（保健福祉・相談担当課長を含む。）及び」に改める。

第3条中「別表第2」の次に「（保健福祉・相談担当課長にあつては、別表第1を除く。）」を加える。

別表第1の2の表中

「

(1) 勤務時間 の繰上げ 及び繰下 げ	部長、 課長、 係長及 び係員 に係る もの			総務企画 局長に合 議すること。
----------------------------------	---------------------------------------	--	--	------------------------

を

「

(1) 勤務時間 の繰上げ 及び繰下 げ	部長に 係るもの	所属の 課長に 係るもの	所属の 係長及 び係員 に係る もの	
----------------------------------	-------------	--------------------	--------------------------------	--

に

改め、同表の(9)の項中「総務企画局長」を「総務局長」に、「総務企画局人事部長」を「総務局人事部長」に、「総務企画局人事部人事課長」を「総務局人事部人事課長」に改め、同表の(10)の項中「総務企画局人事部人事課長」を「総務局人事部人事課長」に改め、同表の(13)の項中「総務企画局長」を「総務局長」に改め、同表の(14)の項中「総務企画局人事部長」を「総務局人事部長」に改める。

別表第2の保健福祉担当部長の項に次の1号を加える。

(27) 老人福祉法の規定による措置費の徴収

別表第2の保健福祉課長の項中第8号から第11号までを削り、第12号を第8号とし、同項の次に次のように加える。

保健福祉 ・相談担 当課長	(1) 介護保険の被保険者の資格の得喪の決定 (2) 介護保険の保険給付の決定 (3) 介護保険の保険給付に係る負担金の執行 (4) 高額介護サービス費等貸付資金の貸付決定、交付及び精算
---------------------	--

(北九州市事業所長等専決規程の一部改正)

第3条 北九州市事業所長等専決規程（昭和43年北九州市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「、総合保健福祉センター保健所長」を削る。

別表第1の2の表中

「

(1) 休憩時間の繰上げ及び繰下げ	所属の部長に係るもの	所属の課長に係るもの	所属の係長及び係員に係るもの	係員に係るもの	
-------------------	------------	------------	----------------	---------	--

を

「

(1) 勤務時間又は休憩時間の繰上げ及び繰下げ	所属の部長に係るもの	所属の課長に係るもの	所属の係長及び係員に係るもの	係員に係るもの（休憩時間の繰上げ及び繰下げに限る。）	
-------------------------	------------	------------	----------------	----------------------------	--

に

改め、同表の(7)の項中「総務企画局長」を「総務局長」に、「総務企画局人事部長」を「総務局人事部長」に、「総務企画局人事部人事課長」を「総務局人事部人事課長」に改め、同表の(8)の項中「総務企画局人事部人事課長」を「総務局人事部人事課長」に改め、同表の(11)の項中「総務企画局長」を「総務局長」に改め、同表の(12)の項中「総務企画局人事部長」を「総務局人事部長」に改める。

別表第2の6の表を次のように改める。

6 夜間・休日急患センター及び第2夜間・休日急患センターに関する事項

専決権者	専決事項
所長	(1) 1件200万円以下の薬品の購入の契約及び検収

	(2) 1 件 3 0 万円以下の医療用機器材の購入、修繕等の契約及び検収
--	---

別表第 2 の 1 0 の表を次のように改める。

1 0 精神保健福祉センターに関する事項

専決権者	専決事項
所長	(1) 1 件 1 0 0 万円以下の薬品の購入の契約及び検収 (2) 1 件 3 0 万円以下の医療用機器材の購入、修繕等の契約及び検収

別表第 2 の 1 2 の表を削り、別表第 2 の 1 3 の表を別表第 2 の 1 2 の表とし、別表第 2 の 1 4 の表から別表第 2 の 2 1 の表までを 1 表ずつ繰り上げる。

付 則

この訓令は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市病院局告示第 1 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定により、北九州市立病院における使用料及び手数料の収納及び徴収の事務を次のとおり委託した。

平成 28 年 4 月 7 日

北九州市病院局長 古 川 義 彦

受託者		委託業務内容	病院名	委託期間
氏名	住所			
太平ビルサービス株式会社 北九州支店長 宮 弘之	北九州市小倉 北区堺町一丁目 6 番 15 号	駐車場の料金 収納	市立医療センター	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
岡崎建工株式会社 代表取締役 岡崎 毅	北九州市小倉 北区下到津五丁目 9 番 22 号	駐車場の料金 収納	市立八幡病院	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
株式会社ソラスト 福岡支社長 佐藤 亨	福岡市博多区 博多駅前三丁目 23 番 22 号	患者の料金収 納	市立医療センター	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
株式会社メディカル・プラネット 西日本支社長 大倉和人	北九州市小倉 北区堺町一丁目 3 番 15 号	患者の料金収 納	市立八幡病院	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
特定医療法人 茜会 理事長 吉水一郎	山口県下関市 上新地町一丁目 5 番 2 号	患者の手数料 徴収	市立門司病院	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
八幡ビル管理株式会社 代表取締役社長 出口 周	北九州市八幡 東区中央一丁目 5 番 8 号	保育料の収納	市立医療センター 市立八幡病院	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで